

官報

號外

大正十五年三月七日 日曜日

內閣印刷局

第五十一回 帝國議會 衆議院議事速記第二十五號

大正十五年三月六日(土曜日)午後一時三十分開議

議事日程 第二十四號

大正十五年三月六日

午後一時開議

第一 農業倉庫業法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 日本勸業銀行法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第四 農工銀行法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第五 北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

大正十三年度第一豫備金支出ノ件

大正十三年度特別會計第一豫備金支出ノ件

大正十四年度第二豫備金支出ノ件

大正十四年度豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件

大正十四年度特別會計第二豫備金支出ノ件

大正十四年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

臨時軍事費特別會計豫備費支出ノ件

自大正六年三月二十六日臨時軍事費特別會計豫備費外ニ於テ豫算超過支

出ノ件

第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

承諾ヲ求ムル

第九 對支文化事業特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十 教育改善及農村振興基金特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十一 明治三十八年法律第十七號中改正法律案(專賣局振替運轉資本補足ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會

第十二 議院法中改正法律案(委員長報告) 第一讀會

第十三 議院法中改正法律案(武藤金吉君外十九名提出) 第一讀會

第十四 漁業法中改正法律案(谷原公君外二名提出) 第一讀會

第十五 民事訴訟法中改正法律案(谷原公君外一名提出) 第一讀會

第十六 大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法中改正法律案(望月圭介君外二十二名提出) 第一讀會

第十七 治安警察法中改正法律案(清瀨一郎君外一名提出) 第一讀會

第十八 漁業財團抵當法中改正法律案(中村嘉壽君提出) 第一讀會

第十九 治安警察法中改正法律案(安藤正純君外三名提出) 第一讀會

第二十 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案(安藤正純君外四名提出) 第一讀會

第二十一 寺院現境内地無償下戻ニ關スル法律案(福井甚三君外四名提出) 第一讀會

第二十二 古社寺保存法中改正法律案(田中芳逸君外四名提出) 第一讀會

第二十三 會計検査院法中改正法律案(武藤山治君外一名提出) 第二讀會

第二十四 牧野法案(八田宗吉君提出) 第一讀會

第二十五 造林助成法案(東武君外十名提出) 第一讀會

第二十六 違警罪即決例中改正法律案(横山勝太郎君提出) 第一讀會

第二十七 家祿引直處分法案(隅田豐吉君外五名提出) 第一讀會

第二十八 北海道拓殖銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出) 第一讀會

第二十九 日本勸業銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出) 第一讀會

第三十 農工銀行法中改正法律案(小池仁郎君外四名提出) 第一讀會

第三十一 移住組合法案(樋口秀雄君外七名提出) 第一讀會

第三十二 煙草專賣法中改正法律案(森格君外九名提出) 第一讀會

第三十三 大阪府ニ關スル法律案(廣瀬德藏君外十一名提出) 第一讀會

第三十四 神戸市ニ關スル法律案(砂田重政君外三名提出) 第一讀會

第三十五 名古屋市ニ關スル法律案(田中善立君外二名提出) 第一讀會

第三十六 京都市ニ關スル法律案(森田茂君外六名提出) 第一讀會

第三十七 著作權法中改正法律案(内ヶ崎作三郎君外三名提出) 第一讀會

第三十八 特別都市計畫法中改正法律案(關直彦君外八名提出) 第一讀會

第三十九 舊慣ニ依リ永小作權者カ地租額負擔ヲ約シタル田畑ノ地租免除ニ關スル法律案(大石大君提出) 第一讀會

第四十 地租條例中改正法律案(床次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會

第四十一 所得稅法中改正法律案(床次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會

第四十二 大正九年法律第十二號中改正法律案(所得稅法ノ施行ニ關スル件)(床次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會

第四十三 明治四十二年法律第七號廢止法律案(國債ノ利子所得稅免除ニ關スル件)(床次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會

○議長(粕谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

一昨五日貴族院ヨリ受領シタル政府提出案左ノ如シ

民事訴訟法中改正法律案

一議員ヨリ提出シタル議案左ノ如シ

提出者

山口 政二君 信太儀右衛門君

戶田 由美君 杉浦 武雄君

星島 二郎君 有馬 頼寧君

鳴居 哲君 宮島幹之助君

谷原 公君 坂東幸太郎君

菊池謙二郎君 古林喜代太君

北海道舊土人保護ニ關スル建議案

提出者

手代木隆吉君 山本 厚三君

神部 爲藏君 淺川 浩君

一柳仲次郎君 澤田 利吉君

小池 仁郎君

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

大正十五年三月七日(日曜日)

議事日程 第二十五號

議長ノ報告

朝鮮人訴訟代理業者ニ辯護士資格付與ニ
關スル建議案
提出者 田中 萬逸君 杉浦 武雄君

福島縣松川浦ニ避難港兼漁港築設ニ關ス
ル建議案
提出者 佐藤富十郎君 栗山 博君
比佐 昌平君 大島 要三君

圖書館普及並圖書館敷地免稅ニ關スル建
議案
提出者 河上 哲太君 青木 精一君
安藤 正純君 (以上三月五日提出)

一昨四日議員ヨリ撤回セラレタル議案左ノ
如シ
福島縣松川浦ニ避難港兼漁港築設ニ關スル建議
案
提出者 大島 要三君 紺野九右衛門君
菅村 太事君 金澤安之助君
中野 寅吉君 佐藤富十郎君
比佐 昌平君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ
如シ
京都府會決議無効ニ關スル質問主意書
提出者 長田 桃藏君 木戸 豐吉君
(以上三月四日提出)

森林政策ニ關スル質問主意書
提出者 佐藤富十郎君
(以上三月五日提出)

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
茲ニ掲載ス)

一昨五日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議
長ニ於テ議席ヲ左ノ如ク變更セリ

六三 藤田 包助君
六四 古川 清君
六五 飯村 五郎君
六六 松岡 俊三君
六七 長田 桃藏君
六八 長田 桃藏君

八八 植原悦二郎君
八九 井口延次郎君
九〇 青山 憲三君
九一 近藤 達見君
九二 山内 範造君
九三 磯部 保次君
九四 中村 清造君
九五 利馬君
九六 本田 義成君
九七 篠原 和甫君
九八 坂井 大輔君
九九 中島 守利君
一〇〇 中島 守利君

一〇一 中島 守利君
一〇二 中島 守利君
一〇三 中島 守利君
一〇四 中島 守利君
一〇五 中島 守利君
一〇六 中島 守利君
一〇七 中島 守利君
一〇八 中島 守利君
一〇九 中島 守利君
一一〇 中島 守利君

一本月四日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常
任委員左ノ如シ
第三部選出豫算委員 松田 源治君
一本月四日理事補選選舉ノ結果左ノ如シ
議院法中改正法律案(政府提出)外一件委
員

理事 丹下茂十郎君(理事高島順作君
二月二十七日辭任ニ付其ノ補
闕)

一本月四日所得稅法中改正法律案外二十七
件委員志賀和多利君森肇君原田藤次郎君
辭任ニ付其ノ補闕トシテ石坂豐一君崎苗
代君中林友信君ヲ、輸出生絲檢査法案委
員加藤十四郎君辭任ニ付其ノ補闕トシテ
山本厚三君ヲ、議員梅田寛一君ノ行動ニ
關スル調査ノ件委員作間耕造君辭任ニ付
其ノ補闕トシテ平川松太郎君ヲ、輸出生
絲檢査法案委員山本厚三君横山勝太郎君
辭任ニ付其ノ補闕トシテ近藤重三郎君平
井光三郎君ヲ、府縣制中改正法律案外六
件委員清水留三郎君辭任ニ付其ノ補闕ト
シテ奥村千藏君ヲ執レモ議長ニ於テ選定
セリ

一昨五日常任委員補選選舉ノ結果左ノ如シ
第三部選出 小川郷太郎君(松田源治君
補闕)

豫算委員 浦野謙朗君(丹下茂十郎君
補闕)

第七部選出 浦野謙朗君(丹下茂十郎君
補闕)

豫算委員 浦野謙朗君(丹下茂十郎君
補闕)

第九部選出 秋田寅之介君(石坂豐一君
補闕)

一昨五日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任
委員左ノ如シ
第四部選出豫算委員 奥野小四郎君
一昨五日理事補選選舉ノ結果左ノ如シ
府縣制中改正法律案(政府提出)外六件委
員

理事 赤間嘉之吉君(理事高橋次郎
君今五日辭任ニ付其ノ補闕)
議員梅田寛一君ノ行動ニ關スル調査ノ件
(關直彦君提出)委員

理事 山口義一君(理事三善清之君三
月三日辭任ニ付其ノ補闕)

一昨五日議員梅田寛一君ノ行動ニ關スル調
査ノ件委員秋田清君山口義一君板野友造
君辭任ニ付其ノ補闕トシテ濱田國松君青
木精一君坂井大輔君ヲ、輸出生絲檢査法
案委員飯塚春太郎君下元鹿之助君近藤重
三郎君平沼亮三君辭任ニ付其ノ補闕トシ
テ横山勝太郎君寺島權藏君藤井敬慎君村
上紋四郎君ヲ、府縣制中改正法律案外六
件委員井上孝哉君辭任ニ付其ノ補闕トシ
テ伊坂秀五郎君ヲ、郵便年金法案外一件
委員米原於菟男君辭任ニ付其ノ補闕トシ
テ今井健彦君ヲ執レモ議長ニ於テ選定セ
リ

○議長(粕谷義三君) 本日ハ少シ都合ガ
アリマシタ爲ニ、開會ガ遅刻致シマシタ、此
段御斷リヲ申上ゲテ置キマス、是ヨリ會議
ヲ開キマス、一昨日ノ會議ニ於キマシテ、第
一回ノ記名投票ノ中ニ、同一氏名ノ白票ガ
二票アリマシタ、是ハ隣席ノ方ガ誤シテ持
參セラレタト云フ申出ガアリマシタガ、投
票終了後デアリマスカラ、其中一票ハ無効
ト致シタイト思ヒマス、隨テ投票ノ結果ヲ
其通り訂正致シタイト思ヒマス、但シ可否
ノ結果ニハ異動ヲ及ボサヌノデアリマス、
此事ヲ御諒水ヲ願ヒマス——議事ノ進行ニ
關シマシテ發言ヲ求メラレテ居リマス、成
田榮信君

(成田榮信君登壇)

○成田榮信君 私ハ議事ノ進行ニ付テ所見
ヲ述べたい積リデゴザイマス、賢明ナル諸
君デアリマシテ、最早議事ノコトニ付キマ
シテハ、何等申上ゲル必要ハナイヤウナキ
ノデゴザイマス、昨今ノ議場ノ空氣ヲ
見マスルト云フト、頗ル私ハ深憂ニ堪ヘナ
イノデゴザイマス、御承知ノ多ク一昨日ノ
議場ノ光景ハ、査問委員ニ付スル問題ノミ
デ、日程ノ第一ニモ入ラナイヤウナ譯デゴ
ザイマス、御承知ノ如ク今後議事ナケレバ
イケナイ議案ハ二百有餘デアリマシテ、重
大ナル問題ハマダ澤山ゴザイマス、ニ拘ラ
ズ日程ニ入ラズ査問事項ノミデヘタト云
フコトハ、甚ダ私ハ國事ヲ疎カニシタト云
フコトヲ言ハレテモ、是ハ言譯ガ付カヌ譯
ダラウト思フノデゴザイマス、固ヨリ査問
事項ニ付キマシテハ、相當ナル理由モアリ
マシテ、査問スベキハ十分ニ糾弾スルコト
ハ宜カラウト思ヒマス、併ナガラ餘リ議會
ノ品位、議員ノ品位ヲ墜サナイヤウニ、私
ハ常軌ヲ逸セナイ程度ニヤテ戴キタイト
思フノデアリマス、動モスルト感
情ニ馳セ、或ハ黨派心カラ出發致シマシテ、
常軌ヲ逸スルト云フヤウナコトニナリマシ
テハ、甚ダ此議會ノ體面上許スベカラザルコ
トニナッテ、此信用、權威ト云フモノヲ墜
スコトニナリハセヌカト吾々ハ憂ヘルノデア
リマス、吾々ハ政黨ヲ既ニ厭キマシテ、無
所屬ニ居リマス、十分ナル批判ガ出來
ルノデゴザイマス、何等政黨ト關係ハ無イ
ノデゴザイマス、十分ナル批判ガ出來ル
デゴザイマス、餘リニ査問々々ト申シマシ
テ、色々ナルコトヲ茲ニ陳列スルト云フコ
トハ、御互議員ノ體面上甚ダ喜バシイ事デ
アルマイト思フノデアリマス、政黨ハ御承
知ノ如ク立憲政治ニ於キマシテハ運用上ナ
タラネバイケナイ、殊ニ御承知ノ如ク政黨
ノ諸氏ハ明治初年ノ時代カラ政黨ノ鼓吹ヲ
爲サレテ、漸ク茲ニ基礎ヲ築イテゴザルノ
デゴザイマス、併ナガラ是ガ醜事ガアル醜
事ガアルト御互ニ發キ合フテ見レバ、此政
黨ノ基礎ト云フモノハ所謂墓穴ニ化シテシ
マヒハシナイカト吾々ハ疑フノデゴザイマ

マヒハシナイカト吾々ハ疑フノデゴザイマ

ス、諸君ハ申上ゲル迄モナク賢明ナ諸君デ
ゴザイマスルカラ、斯様ナ事ヲ申上ゲルノ
ハ甚ダ御無禮ニハナリマスアレドモ、吾々
昨今ノ議會ノ情勢ヲ見マスルト云フト、甚
ダ深憂ニ堪ヘナイノデゴザイマス、此議會
ノ光景ガ地方ノ市町村會議ニ延ビ、總テニ
影響致シマスカラ、私共ハ此議會ハ出來ル
限リ十分ナル、常軌ヲ逸シナイヤウニ行動
ヲシタイト云フノガ吾々非常ニ憂ヘテ居ル
次第デゴザイマス、殊ニ查問會ハ未ダ漸ク
一回位シカ開カナイノデゴザイマス、事苟
モ其人ニ關係シテ黑白ヲ明ニシナケレバ
イテ、毎日ノ如クニ開イテ、何故查問シ
テ黑白ヲ明ニシナイカト云フコトガ、私ハ
問ウテ見タイノデアリマス、ドウカ委員長
及查問委員ノ諸氏ハ十分ニ御奮勵下サテ、
之ヲ明ニスルト云フノガ、此事案其モノ、
爲ニモ、又查問セラル、所ノ人ノ爲ニモ、
十分ナルハ是任務デアラウト思フノデゴザ
イマス、昨今ノ議會ノ空氣ハ、動トモスル
ト云フト常軌ヲ逸シマシテ、暴動ニナリハ
シナイカト云フヤウナル光景ガアルノハ、
甚シキ憂トスル所デゴザイマス、最早言論
ノ時代デハナイ、暴ヲ以テヤラナケレバ
ラナイト云フヤウナコトヲ吾々ハ耳ニ致シ
マスガ、甚シク憂フベキ事デアラウト思フ
ノデゴザイマス、此議會ニ於テ言フベキコ
トハ言ヒ、國事ヲ爭フ意見ヲ述テ討論ス
ルト云フコトハ、國家ノ爲ニ固ヨリヤラナ
ケレバイケナイ事デゴザイマスルガ、是ガ
暴力ニ化スルト云フヤウナル空氣ニナッ
タト云フコトハ、甚シク吾々ハ憂ヘルノデ
ゴザイマス、ドウカ申上ゲルマデモナク諸君
ニ於キマシテハ、此議案及國事ノ爲ニ十分
ニ熱心ニ御奮勵下サテ、此議事ノ妨害ヲシ
ナイヤウニ、議事ハ議事トシテ、十分ニ進
メルト云フコトニ私ハ動議ヲ起シテ、諸君
ノ御賛成ヲ得タイ積リデゴザイマス(拍手)

ヲ提出セラレマシタ、此場合日程ヲ變更シ
テ之ヲ許スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマ
ス——政府モ日程變更ニ同意セラレマシ
タ、仍テ日程ヲ變更シテ、此場合提出者ノ
趣旨辯明ヲ許シマス、秋田清君

本四月日本議場ニ於ケル議員中野正剛君
ノ言論ニ付軍紀正並政機運用ノ基本觀
念ニ關スル緊急質問(望月圭介君外二名
提出)

○秋田清君 陸軍大臣ノ御出席ヲ求メマス
○議長(粕谷義三君) 只今出席セラレマ
ス——只今陸軍大臣ハ貴族院ノ豫算委員
會ニ於テ發言中デアリマスサウデス、忽チ終
ルコト、思ヒマスカラ、直グ出席スルト云
フコトニナッテ居リマス、左様御諒承願ヒ
マス——只今秋田君ノ御發言ニ付キマシテ
ハ、陸軍大臣ノ出席ヲ要スルノデアリマ
ス、所ガ陸軍大臣ハ只今申上ゲマシタ如
ク、只今貴族院ノ豫算委員會ニ於テ尙ホ發
言中デアルサウデアリマスカラ、已ムヲ得
ズ此場合暫ク休憩致シマス

午後二時一分休憩
午後二時二十二分開議

○議長(粕谷義三君) 休憩前ニ引續キ會議
ヲ開キマス——秋田清君

〔秋田清君登壇〕
○秋田清君 諸君、私ハ茲ニ現内閣ノ首相
並ニ陸相ノ御出席ヲ求メマシテ、一昨四日
當議場ニ於ケル議員中野正剛君ノ言論ニ關
シ、軍紀ノ正並並政機運用ノ基本觀念ニ
對シマシテ、當局ガ果シテ如何ナル御考ヲ
御持チニナッテ居ルカト云フ事柄ニ付テ、之
ヲ質サントスル者デアリマス(拍手)先ヅ陸
相ニ向テ御尋ヲ致シマス、陸相ハ一昨四
日當議場ニ於テ、議員中野正剛氏ガ爲シタル
言論、其言論ヲ御聽キニナッテカドウカ、
若シ御聽キニナラナイトスレバ、ソレガ速
記録ヲ御讀ミニナリマシタカドウカ、右ノ
言論ヲ聽カレ、又ハ其速記録ヲ讀マレタト
致シタナラバ、其中野君ノ演說ノ内容中、主

要事項三點、即チ陸軍中將石光某ヨリ立花
大將ニ致シタル所ノ書面、並ニ宇垣陸相ニ
宛テタル意見書ナルモノ、記述事項、其意
見書ニ記サレテ居リマス所ノ事項、是ガ一
ツ、並ニ二等主計三瓶某ナル者ガ陸軍不正
事件調查ナルモノヲ作製シタリト云フ、其
調査ニ記述サレテ居ル事項、是ガ二デアリ
マス、並ニ其他ノ中野正剛君ノ御演說中、
特ニ陸軍ニ關スル部分、是ガ第三點、此三
ツノ事項ニ付テ陸軍大臣ハ果シテ之ヲ肯定
是認セラル、カ、將タ之ヲ否認セラル、
カ、之ヲ承リタイノデアリマス、此點ニ付
キマシテハ昨日ノ豫算總會ニ於テ一議員ノ
質問ニ對シ、何カ御答辯ガアッタト云フコ
トヲ聞イタノデアリマスルガ、本員ハ親シ
ク之ヲ承リマセヌ、即チ茲ニ公開セル議場
ニ於テ、改メテ責任アル陸相ノ御辯明ヲ煩
シタイノデアリマス、此御質問ガ第一ノ御
質問、一箇條、次ニ若シシテ等ノ事實ヲ假
ニ否定セラル、ト致シマシタナラバ、其虛
誕誣罔、荒唐無稽ノ言ガ遂ニ一世ノ疑惑ヲ
醸シマシテ、延イテ以テ我ガ軍紀ノ肅正、
士氣ノ伸暢ノ上ニ至大ノ惡影響ヲ及ボスモ
ノト御考ニナラカドウカ、尙ホ明治大帝ノ
御治世以來光輝アル我ガ帝國國軍ノ歴史ニ
汚辱ヲ加ヘラレ、其威信名譽ヲ失墜スル
ノ御感想ハアリマセヌカドウカ、是ガ第二
點、更ニ第三ノ御質問ト致シマシテ(御質
問カ)又ハ「御質問デ宜イ」ト呼フ者アリ、
笑聲起ル)何ガオカシイ、陸軍大臣ニ對ス
ル質問デアル——軍紀士氣ヲ紊亂シ、我ガ
國運ノ威信面目ヲ毀傷スルガ如キ言行動
ヲ爲ス者ニ對シテハ、斷乎タル處置方途ニ
出ントセラル、所ノ御考ハナイカドウカト
云フコトヲ承リタイ(拍手)以上ノ三點ニ對
シテ陸相ノ御明答ヲ煩スノデアリマス、此
御明答ヲ得タル上ニ於テ、改メテ總理大臣
ニ對シテ御尋致シテ見タイト思フノデアリ
マス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 宇垣陸軍大臣
(國務大臣宇垣一成君登壇)
○國務大臣(宇垣一成君) 只今秋田君カ
ラ、一昨日當議場ニ於ケル中野君ノ御演說

ニ對シテ、私ニ對シテ數箇條ノ御質問ガア
リマシタ、實ハ御要求ヲ受ケルマデモナ
ク、昨朝十分ニ速記録ヲ拜見致シマシタ、
一昨日ハ貴族院ノ方ニ出テ居リマシテ、當
議場ニ臨ムコトガ出來ナシトハ遺憾ト存
ズル所デアリマスルガ、早速速記録ヲ拜見
致シマシテ、御演說ノ御趣旨ノ在所モ十
分ニ諒承致シテ居リマス、就キマシテハ丁度
昨日清瀬君カラ豫算委員會ニ於テ、略、類
似ノ御質問ガ出マシタニ依ッテ、其詳細
ニ私ノ所信ヲ開陳致シテ置キマシタガ、是
ハ速記録ニ依ッテ御承知ヲ戴キタイト思ヒ
マスガ、併シ御希望トアレバ、重複ヲ厭ハ
ズ、再ビ申上ゲテモ宜カラウト思ヒマス(拍
手)清瀬君ノ御質問ニ對シテ私ガ答辯致シ
タコトハ、今日モ變テ居リマセヌ、ダカラ
ソレヲ朗讀致シマス(謹聽)ト呼フ者アリ)
即チ第一ノ御質問ノ石光氏ガ立花大將、又
私ニ對シテ意見ヲ開陳シテ來タト云フコト
デス、其意見書ニハ如何ニモ陸軍ノ軍紀ガ
頽廢スルトモ、或ハ軍ノ一部ニ、俗ニ申ス
伏魔殿トモ謂フベキ部分ガアリハセヌカ
ト云フヤウナ意味ノコトモ含シテ居ッ
デアリマス、併シ、私自ラハ某大將ニ送ッ
手紙ノコトハ初メテ速記録デ承知シタノ
デアリマス、宇垣自ラニ送ッテモハ確ニ
私ハ受領致シテ居リマス、又十分ニ讀シテ
攻究モ致シタノデアリマスガ、御承知ノ通
リ、彼ハ元憲兵隊ニモ居リマシタシ、又師
團ニモ勤メテ居ッテ人物デアリマスガ、併
ナガラ今日ハ既ニ現役軍人ノ國外ニ立ッ
テ居リマシテ、謂ハハ先ヅ過去ノ人トデモ申
シテ宜シイノデアリマス——現役軍人ニ對
スル過去ノ人間デアリマス、ソレデ隨テ自
己ノ周圍ニ、物事ヲ調査研究スル所ノ機關
モ、手足モ十分ニ持ッテ居ラヌト云フ立場
ニ居リマスカラ、自然此軍事上ノ研究ガ、
吾々ガ常ニ心懸ケテ居ルヤウナ工合ニ、徹
底的ニハ行カヌハ無理カラヌコト、存ジ
マス、隨テ又嘘デアルカ本當デアルカ、所
謂眞偽未詳ノ世ノ中ノ說ヲ捉ヘテ、ソシテ
自己ノ獨斷ニ依ッテ、ソレガ事實デアルガ
如ク認定ヲシテ、ソレヲ前提トシテ我ガ國

正並政機運用ノ基本觀念ニ關スル緊急質問

官報號外 大正十五年三月七日 衆議院議事速記録第二十五號 議員中野正剛君ノ言論ニ付軍紀正並政機運用ノ基本觀念ニ關スル緊急質問

六五五

軍ノ士氣が頹廢スルとか、或ハ軍紀が紊レ
ルト云フヤウナ意味ノ意見デアリマス、ソ
レヲ大ニ肅正センケレバイカヌト云フ、大
體ノ意見ノ筋ハサウナデ居リマス、所ガ
事ガマダ眞偽未詳ノ問題デアル、ソレガ事
實デアル、斯ウ認定致シテソレヲ議論ヲ
立テ居ルノデアリマスカラ、私共ハソレ
ヲ未詳ノ問題トマダ見テ居リマスカラ、隨
テ吾々ノ考ヘテ居ル所トハ大變ニ考ガ違ヒ
マス、殊ニ私ハ就任以來絶エズ軍紀ノ肅
正、士氣ノ緊張、是等ノ點ニ付テハ十分ナ
ル努力ヲ致シテ居ル、決シテ人後ニ落テナ
イ所ノ努力ヲ拂フテ居ルノデアリマスカラ、
其際今ノ吾々ノ認メテ居ラナイ、前提ノ違
テ居ル所ノ根據カラ出タ意見ニ對シテハ、
別ニソレヲ取上ゲルトカ、或ハソレニ耳ヲ
傾ケルダケノ必要ハナイト思ヒマシテ(拍
手)ソレデ私ハ其儘ニ打チヤツテ置キマシ
タ、所ガソレガ突然斯ウ云フ議論ニ、如何
ナル意味合デアラカ、披露サレルト云フ
ヤウナ形ニナツタノデアリマス、彼ハ固ヨ
リ、ソレハ別ニ惡意カラ出タモノデハアリ
マス、即チ國軍ヲ憂フルノ誠意カラ出
タモノト、私ハ決シテ惡意ヲ出テ云々トハ
取テ居リマセヌ、併ナガラ既ニ前提ノ一
歩ニ於テ吾々ト所見ヲ異ニシテ居ルカラ、
自然其前提ヨリ湧出ル所ノ結論ニ對シテ
ハ、ドウシテモ私ハ同意スルコトハ出來ナ
イ、耳ヲ傾ケルコトハ出來ナイ(發言スル
者アリ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス
○國務大臣(宇垣一成君)(續) ソレカラ只
今ノ秋田君ノ御質問ノ中ニモ、若シ不都合
デアルナラバ軍紀ノ肅正上、相當ノ處置モ
シナケレバナラヌデヤラウト云フヤウナ御
話モアリマシタガ、成程議論トシテハ吾々
同意セヌ所デアルガ、併シ彼ガ此意見書ヲ
出ストカ云フヤウナコトモ、決シテ惡意デ
ヤツモノトハ思フテ居リマセヌ、併シ尙ホ
今後能ク穿鑿ヲ致シテ見テ、若シ惡意デア
タナラバ斷乎タル處置ヲ執ル積リデアリマ
ス、私ハ併シ左様ニ信ジテ居ラズ、又左様
ナ事ノ無イコトヲ希望シテ居ル一人デアリ

マス(事實デアレバ如何)ト呼フ者アリ)事
實ナラバ斷乎タル處置ヲ執リマス、其事實
ガ惡意カラ起リタ事實デアラナラバ(發言
スル者アリ)

○議長(粕谷義三君) 田淵君、靜肅ニ願ヒマ
ス——田淵君、議席ニ御着ヲ願ヒマス

○國務大臣(宇垣一成君)(續) 今日ニ於キ
マス所ノ陸軍ノ趨勢ハ、石光氏ガ在職致シ
テ居ル當時ヨリハ、私ハ確ニ軍紀ノ點ニ
於テモ、士氣ノ點ニ於テモ大ニ緊張シ、且
ツ旺盛ニナリツ、アルト云フコトヲ茲ニ斷
言シテ憚ラヌノデアリマス(拍手)ソレカラ
次ハ會テ陸軍ニ在職致シテ居リマシタ、其
後收賄ノ罪ニ依リマシテ刑餘ノ人トナリ、
只今秋田君ハ二等主計トカ云フ御話ガゴザ
イマシタガ、今日ハ全ク官名ノ無イ無位無
官ノ人ニナツテ居ルノデアリマス、其三瓶
某ガ色ニナ書イタ物ヲ——色ニナコトヲ書
イテ、ソレヲ出シテ居ル、ソレガ一昨日當
議場デ中野君カラ御披露ニナツタノデアリ
マス、其書物ノ類似シタモノ、殆ド同一デア
リタカモ知レマセヌ、能ク私ハ記憶シテ居
リ、或時ニハ目ニモ觸レタ、ソレヲ色ニノ方
面ノ人カラ聴カサレ、見セ付ケラレタノデ
アリマス、ソレハドウ云フ意味デアルカ私
ニハ能ク分リマセヌガ、免ニ角書イテアル
事柄其モノガ、私ニハドウモ荒唐無稽ノモ
ノ、ヤウニ考ヘラレマス、ダカラシテ、何
等ソレニ係リ合ハズ、打チヤラカシテ今日
ニ至ツタノデアリマス、ソレガ圖ラズモマ
ア此議場ニ御披露ニナツタト云フヤウナ事
柄デ、甚ダ——縱令荒唐無稽ト雖モ、軍ノ
内容ニ何カ惡イ事デモアルト云フヤウナコ
トガ披露サレルト云フコトハ、遺憾千萬ニ
存ジマスガ、併シサウ云フ事態デ、昨日モ
御話ヲ致シタ通り、豫テ私ハ荒唐無稽ト考
ヘテ居リマシタカラ、昨日ノ速記録ヲ拜見
致シマシテモ、同様ノ考ヲ持テ居リマス、
即チ陸軍ノ内部ニ於テ、機密費ヲ取扱フベ
キ所ノ人ガ、其一小部分ヲトリ雖モ、個人
ノ懷中ニ入レルトカ何トカト云フヤウナコ
トハ——入レテ居タト云フヤウナコトハ、

毛頭認メナイノデアリマス(拍手)彼ノ書中
ニアリマス所ノ事柄デ、御承知ノ通り大正
ノ十年——九年即チ彼ガ陸軍省ニ在職致シ
テ居ル當時ハ、西伯利出兵ノ事件ノ最中
デアリマス、隨テ色ニト機密費モ多額ニ取
扱フテ居ル時代デアルカラ、ソレハ多クノ
金ガ銀行ニ出入リスルツカ、何トカ云フヤ
ウナコトハ、是ハ私ハアツタラウト思ヒ
マス、免ニ角私ノ陸軍省ニ入ル前ノ話デア
リマスカラ、併シサウ云フ事ハアリサウナ
コトダト思ヒマスガ、其金ガ妙ナ方面ニ動
イテ居ルト云フヤウナコトハ、是ハ前ニモ
申上ゲタ通り、私ハ斷ジテ無イト思ヒマス、
又其事實ハ詮議ヲ致シテ見テモ何等認メル
コトハ出來ナイノデアリマス、サウシテ昨
年ノ三月盡日限りニ、今ノ臨時軍事費ハ打
切ニナリマシタ、又臨時軍事費モ年々會計
検査院ノ臨時検査ヲ經テ、サウシテ昨年三
月盡日デ打切ニナリマシテ、今決算ヲ致シ
テ、近ク大藏省方面ニモ廻シ、ソレ相當ノ
機關ノ審査ヲ經ル運ビニナツテ居ルノデア
リマス、ソレカラ昨日モ清瀬君カラ御質問
ニナツテ、私ノ答辯ニマダ御満足ニナラズシ
テ、更ニ調ベテ吳レト云フ御依頼ノ點モア
リマシタ、是モ併セテ此處デ御話ヲ致シテ
置カウト思ヒマス(謹聽)昨日ハ清瀬君ノ
陸軍省デ公債ヲ買入レタリ何カスルヤウナコ
トガアツタカ、ナイカト云フ御話デアリマ
シタガ、ソレニ山梨大將ガ新聞記者ニ語ッ
トカト云フヤウナコトヲ、引證サレテノ御
話デアリマシタガ、私ハ昔ハソノ事ガアツ
タカモ知ラヌガ、今ハアリマセヌ、斯ウ云
フコトヲ申上ゲテ置キマシタガ(笑聲起ル)

マア能ク御聴キナサイ、尙ホ調査ヲ頼ムト
云フ御希望デアリマシタカラ、ソレデ、昨
日來能ク調ベテ見マシタ、所ガ私ガ就職致
シタ後ニモ、公債ヲ買ッタコトハアルノデ
ス、ソレハ陸軍トシテハ、御承知ノ共濟組
合、又偕行社ノ義助會ト云フヤウナモノ、
其資金ヲ陸軍本省ニ於テ扱フテ居リマス、
是等ノ爲ニ公債ガ數百圓陸軍省ニアルノ
デアリマス、ダカラシテ現金ヲ時ニ公債ニ
換ヘルツカ、或ハ其社債ヲ賣拂フトカト云フ

ヤウナコトモ時ニハアルノデゴザイマス、
ソレダカラ將來ニ於テモ、サウ云フコトハ
ヤルダラウト思ヒマス、機密費デ云々ト云
フコトハ、昨日明瞭ニ御話シマシテ、斷ジ
テソノ事ハアリマセヌト云フコトヲ申上
ゲテ置イタノデアリマス(拍手)御質問ノ箇
條ニ對シテ、一々逐條のニハ答辯ヲ致サナ
ンダデアリマスガ、大體今申上ゲタコトデ
御質問ノ總テノ部分ニ對シテ盡シテ居ルト
思ヒマス、若シ不足ノ點ガアツタラ、更ニ御
質問ニ依ッテ御答ヲ致シマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 秋田清君

(秋田清君登壇)
○秋田清君 陸軍ノ御答辯ヲ承リマシテ、
大體ニ於テ去ル四日議員中野正剛君ガ當議
場ニ於テ爲サレタル御演說ノ價值ハ、海ニ
明瞭ト相成タト考ヘマス(拍手)是ニ於テ
私ハ、現内閣ノ首長タル若槻國務大臣ニ對
シテ御尋ヲ致シタイノデアリマス、第一、
若槻首相ハ只今ノ陸軍ノ御答辯ニ對シテ、
連帶ノ責任ヲ持タル、御考ガアルカドウカ、
立憲國ニ於ケル國務大臣ハ、等シク陛下輔
弼ノ大任ヲ帶ビ、而モ其責任タルヲ連帶タ
ルヲ原則トスルト考ヘマス、若槻首相果シ
テ宇垣陸軍ノ答辯ニ對シテ連帶ノ責任ヲ執
御考デアルカ、是ガ第一、第二、政黨内閣
ニ於ケル與黨ノ言論、之ニ對シテハ其黨ノ
總裁タル者ハ責任ヲ執ラル、コトガ憲政ノ
大義ナリト考ヘマス(拍手)首相ハ問題ト
ナツテ居リマスル中野正剛君ノ言論ニ對シ
テ、責任ヲ持ツノ御考ガアルカドウカ(拍
手)是ガ第一、第三、若シ——若シデス——
若シ陸軍ノ答辯ニ對シテモ、將又中野君ノ
言論ニ對シテモ、共ニ其責ヲ分タル、御考
デアルト致シマシタナラバ、茲ニ相容レザ
ル所ノ兩者ノ言論主張ナルモノニ對シテ、
首相ハ如何ニ之ヲ處置セラルル御考デア
ルカ(拍手)宇垣陸軍ヲ統督スル所ノ若槻總理
大臣、中野君ノ所屬セラル、憲政會ヲ統率
セラル、若槻總裁、其——ツノ御立場ニ於テ、
而シテ異ニ此言論ヲ如何ニ御處置ニ相成
ル御考デアルカ、之ヲ承リタイノデアリマ
ス、是ガ第二、次ニ第四、政機運用ノ基本

四

觀念ト致シマシテ、首相ハ與黨ガ濫ニ荒唐
無稽ノ言論ヲ恣ニシテ議場ヲ騷擾ニ導キ、
政爭ヲ苛烈ナラシメ、一世ノ風潮ヲ惡化セ
シムルト云フコトハ、國政ノ圓滿ナル遂行
ノ上ニ於テ多大ノ障害ヲ及ボスモノデアル
ト云フコトヲ御考ニナラナイカドウカ(拍
手) 五十一議會開會以來、既ニ會期ノ三分
二以上經過致シマシテ、殘ル所僅ニ二十日、
重要議案ガ本院内ニ堆積ヲ致シテ居ルノデ
アリマス、最近ノ情勢ノ下ニ於テ、完全圓
滿ニ議事ノ進行ヲ圖ルト云フコトハ餘程困
難デアリマス、若シ不幸ニ致シマシテ、國
政ノ圓滿ナル遂行ガ此院内外ニ於テ行ハレ
ルコトガ出來ナカッタ場合ニ於ケル責任ハ、
政府及與黨ガ之ヲ執ラル、ノデアアルカ(拍
手) 第五、政黨政治ノ圓滿ナル發達ハ朝黨
野黨互ニ尊敬ヲ拂ヒ、切確琢磨スルコトニ
於テ其目的ガ達セラル、ノデアアルカ(拍
手) 首相ハ果シテ此點ニ付テ如何様ニ御考
ニナラシ居ラレノデアアルカ、顧ミマスレバ
一昨午以來、首相ノ統率セラレテ居ラレル
憲政會議諸君ト共ニ、吾々ハ所謂護憲運動ナ
ルモノヲ起シマシテ其效果トシテ、殆ド今日
ハ政權推移ノ基準ト云フモノノ略、定マツタ
ト申シテ宜シイノデアアル、既ニ政權推移ノ
基準ガ定マツタ、即チ政黨ヨリ政黨ヘト云
フコトノ原則ガ確定致シタ、是ニ於キマシテ
カ將來、政黨政治ノ圓滿ナル發達ヲ致サウト
シマシタナラ、互ニ朝トナルモ野トナルモ
尊敬ヲ仕合シテ、サウシテ政策ノ上ニ於テ
切確琢磨ヲ致スト云フコトニ依ッテ、始メ
テ政黨政治ガ玉成スルモノデアラウト考ヘ
マス(拍手) 然ルニ近時ノ狀態ハ如何デアリ
マスカ、徒ニ荒唐無稽ノ稱スルガ如キ事柄ヲ捉
ヘテ來テ、以テ天下ノ公黨ノ首領ニ向ッテ
惡罵ヲ加ヘ、冷嘲ヲ恣ニ致ス、其人貴族院
議員ナルガ故ニ、衆議院ニ於テハ查問會ニ
付スルコトガ出來ナイ故、已ムヲ得ズ其代
表ノ意味ニ於キマシテ、其黨ノ領袖ヲ查問
會ニ付スルト云フガ如キ不謹慎ナル行動ヲ
執ラルト云フコトニ依ッテ、果シテ政黨ガ
完全ニ圓滿ニ發達致スモノデアリマセウカ

(此時發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○秋田清君(續) 以上申述ベマシタル所ノ
五箇條ニ對シマシテ、首相ノ御明答ヲ煩シ
タイノデアリマス、私共ハ首相ノ御考ヲ承
リマシタル上ニ於キマシテ、相當ノ覺悟ト
相當ノ決心ヲ致シタイト考ヘテ居ルノデア
リマス(拍手) 憲政ノ作法ト致シマシテ先
反對黨ノ總裁、總理大臣若槻君ニ向ッテ是
ダケノ御尋ヲ申上ゲルノデアリマス、海ニ
失禮デハゴザイマスルガ、中野君如キヲ御
相手ニ致ス考ハ毛頭無イノデアリマス(拍
手)

○國務大臣若槻禮次郎君登壇

○國務大臣(若槻禮次郎君) 宇垣陸軍大臣
ノ先程答辯セラレマシタル所ノモノハ、現
内閣ノ陸軍大臣トシテ答辯トシテ私ハ相
當ナルモノト認メテ居ルノデアリマス、第
二ノ御質問ノ、黨員ノ一人ノ行動ニ付テ總
裁トシテ責任ヲ負フヤト云フ御質問ニ
對シテハ、黨議ニ依ッテ決定シタモノデア
リマスレバ、私ハ責任ヲ執リマス、併ナカ
ラ黨議ニ依ラナイ、黨員各自ノ行動、ソレ
ニ對シテマデ責任ヲ負フ譯ニハ參リマセス
(拍手)

(此時發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○國務大臣(若槻禮次郎君)(續) 第三ノ御
質問デアアル所ノ陸軍大臣ノ答辯ト、中野君ノ
言明トガ一致シナイ場合ニ於キマシテハ云
云ト云フノデアリマシタガ、是ハ第一、第
二ノ御質問ニ對スル答辯デ、別ニ之ニ依ッテ
答辯ヲスル要ハ無イト思ヒマス、與黨ノ行
動ガ、即チ政府與黨ノ行動ガ不穩當デナ
ク、宜シクナカッタト云フ御質問デアリマ
ス、私ハ憲政會ノ行動ニシテ、何所ガ不當
デアアルカ存ジマセスガ、不當ナル事ガアレ
バ、私ハ憲政會ノ總裁トシテ固ヨリ責任ヲ
負ヒマス(拍手) 政府ノ政策ガ(發言スル者
アリ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○國務大臣(若槻禮次郎君)(續) 院ノ内外
ニ行ハレヌヤウナ事ガアッタドウスルカ
ト云フコトデアリマス、固ヨリ政治家トシ
テ、政策ノ實現ヲ期シテ私ハ局ニ當ッテ居
ルノデアリマスカラ、自己ノ政策ガ行ハレ
ヌ時ニ於テ責任ヲ執リマスノハ、當然ナ事
デアリマス(拍手) 第五ノ御質問ノ、政黨ノ
間ニ於テハ、御互ニ尊敬ノ念ヲ以テ行動シ
ナケレバナラナイト思フガ、如何デアアルカ
ト云フコトデアリマス、此點ニ付テハ、私
ハ秋田君ノ御考ニナル通り、政黨間御互ニ
尊敬ノ意ヲ以テ、同時ニ又寛容ノ意ヲ以テ、
サウシテ正々堂々ト政策ノ實現ヲ爭ハナケ
レバナラヌト思ウテ居ルノデアリマス(拍
手)

○議長(粕谷義三君) 秋田清君

(秋田清君登壇)

○秋田清君 只今總理大臣ヨリ御答辯ヲ得
マシタ、尙ホ疑ノ存スル一二點ニ付テ重ネ
テ簡單ニ御尋致シマス、私ノ申上ゲマシタ
ル第一點、即チ宇垣陸軍相ノ御答辯ニ對シ
テ、總理ハ連帶ノ責任ヲ持タル、カト云フ
コト、是ニ對シテ、總理ハ、陸軍相ノ答辯ハ
現内閣ノ陸軍大臣トシテ相當ノ答辯デアアル
ト云フヤウナ御答デアッタノデアリマス、
此御答ノ意味ハ、連帶ノ責任ヲ執ラル、ト
云フ思召ナリト解釋致シテ間違ヒハアリマ
ス(拍手) 第二ノ政黨内閣ノ首相、與黨ノ
總裁ハ、與黨ノ言論行動ニ關シテ責任ヲ持
タル、ト云フコトガ憲政ノ大義ト考ヘルト
云フ、私ノ前提ニ對シテハ御同意相成タ
ルモノト認メマシタ、中野正剛君ノ言論ニ
對シテ、責任ヲ分タル、カドウカト云フ點
ニ關シテハ、若シソレガ黨議ニ出デテ居ル
ト云フコトナラバ責任ハ持ツガ、黨議ニ出
デザル一個人ノ言論行動ノ總ニ對シテ、
總裁ト雖モ責任ヲ持ツ譯ニハイカヌト云フ
意味ノ御答ト解シタノデアリマス、併シナ
ガラ一昨日ノ議場ニ於テ、中野君ノ爲サレ
タル御演説ハ、私ハ固ヨリ是ガ黨議ニ基イ
テ爲サレテ居ルト云フ前提ノ下ニ御尋ネ致
シタ積リデアアル(拍手) 即チ承ル所ニ依リマ

スレバ、當日憲政會ニ於ケレマシテハ、同
君ノ御演説ニ付テ、特ニ代議士會ニ付議セ
ラレ、或ル一部ニハ御反對モアツタカノヤ
ウニ承ツタノデアリマスルガ、何分此事ハ
幹部ニ一任シテ吳レト云フコトノ幹部ノ
御裁キニ依ッテ、代議士會モ之ヲ納得セラ
レ、遂ニ幹部ハ、中野君ヲシテ彼ノ言議、
彼ノ行動ニ出デシムルト云フコトニ決定シ
テ、更ニ代議士會ノ承認ヲ經タト云フコト
デアリマス(拍手) 即チ私ガ御尋申上ゲタコ
トハ、無論中野君ノ爲サレタル言論ハ、憲
政會ノ黨議ニ基キモノナリトスル前提ノ下
ニ於テ、御尋ヲ致シタノデアリマスカラ、
推論上當然ノ結果トシテ若槻總理大臣、若
槻憲政會總裁ハ、中野君ノ御演説ニ對シテ
責任ヲ御持チニナルモノト解釋シテ宜イモ
ノデアリマスルガ此點ドウカト云フコトヲ
念ヲ押シテ、右二點ノ御尋ヲ致シテ置キマ
ス、其他ノ三點ニ付テハ、大體ニ於テ満足
ナル答辯ヲ得タト云フコトノ意思ヲ、茲ニ
表明致シテ置キマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 若槻内閣總理大臣

(若槻禮次郎君登壇)

○國務大臣(若槻禮次郎君) 私ガ現内閣ノ
陸軍大臣トシテ答辯トシテ相當デアアルト
申ス以上ハ、總理大臣トシテ陸軍大臣ノ答
辯ヲ是認シテ居ルノデアリマス、固ヨリ之
ニ對シテ責任ヲ負フノデアアル(拍手) 先程申
述ベマシタ、黨議ガ決定シタル事ニ總裁ト
シテ責任ヲ負フト申シマシタ、是ハ其通り
デアリマス、併シ一昨日中野君ノ此壇上デ
演説セラレタル事ハ、私ハ憲政會ノ總裁デ
アリマスケレドモ、何等相談モ受ケテ居ナ
ケレバ、曾アソレヲ知タ事モナイ(拍手) ソ
レデアリマスガ故ニ(此時發言スル者アリ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

(若槻禮次郎君登壇)

○國務大臣(若槻禮次郎君)(續) ソレデア
リマスガ故ニ、黨議ガ決定シタル事ナラ
バ私ハ責任ヲ負ヒマスガ、個々ノ黨員ノ
行動ノ總ニ付テ責任ヲ負フト云フコト
ハ、私ハ出來ヌノデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 秋田清君

〔秋田清君登壇〕

○秋田清君 再質疑ヲ致シマシタル第一點ニ對シテ、満足ナル御答辯ヲ得タルコトヲ謝シマス、第二點ノ、政黨ノ總裁ハ黨議ヲ經タル議員ノ言論ニ對シテ責任ヲ持タル、ト云フ、此原則モ御認メニナシタヤウデアリマス、併ナガラ中野君ノ御演說ガ憲政會ノ代議士會ヲ經テ居ルニ致シマシテモ、自ラ其代議士會ニ出席致シテ居ラヌ、或ハ其內容ヲ知致シテ居ラヌト云フコトヲ以テ、其實ヲ逃ル、ガ如キ口吻ヲ弄セラレタコトハ、如何ニモ若槻首相ノ爲ニ遺憾千萬ニ思フデアリマス、代議士會ヲ經タルコトハ是レ黨議ト見做スノハ當然ノ事デアリ、而シテ黨ノ首領總裁タル者ガ、其代議士會ニ出席スルトセザルト、又其議ニ與ルト與ラザルトニ拘ラズ、苟モ代議士會ノ議ヲ經タル以上ハ……〔發言スル者多ク聴取スル能ハス〕デハナイカ、是ガ憲政ノ大義デアル、是ガ憲政ノ原則デアル、此大義、原則ヲ辨ヘザルニ至リマシテハ、如何ニ突然加藤伯爵ノ後ヲ承ケテ速カニ政黨ノ首領トナラレタル若槻君トハ申シナガラ、如何ニモ其用意ノ足ラザルコトニ驚カザルヲ得ヌノデアリマス〔拍手〕私ハ敢テ重ネテ若槻君ノ答辯ヲ煩ス者デハナイ、ドウカ少シソレ等ノ事柄ニ付テ御修養ヲ重ネラレンコトヲ望ンデ置キマス〔拍手、發言スル者多シ〕

○議長〔粕谷義三君〕 靜肅ニ願ヒマス——御著席ヲ願ヒマス

〔土屋清三郎君登壇〕

〔發言スル者多シ〕

○議長〔粕谷義三君〕 靜肅ニ願ヒマス
○土屋清三郎君 昨ハ只今宇垣陸軍大臣ノ御答辯ニ關聯シテ御尋ヲ致シタイノデアリマス、昨日豫算總會ニ於キマシテ、同僚清瀨君ガ、陸軍ニ於テ昨今問題トナツテ居ル所ノ特別資金、或ル意味ニ於テハ性質不明ナル莫大ナル金ニ付テ質問ヲ致シマシタ所、是ハ機密費デアルト云フ御答デアリマシタ、且ツ之ヲ以テ公債ヲ買フ事ガアルカドウカト云フ問ニ對シマシテハ、アツタカ

モ知レヌ、併シ、是ハ過去ノ事デアアルガ故ニ、必要ガ無イトノ御答辯デアリマシタ、只今モ亦此席ニ於テ、現在ハ機密費ヲ以テ公債ヲ買フテハ居ラナイト申シテ居ル、併ナガラ過去ノ事ニ付テハ之ヲ御否定ニナラナイノデアリマス、ノミナラズ此問題ハ今日軍部ヲ中心トシテ普ク國民群衆ノ中ニアリマス、ノミナラズ、本日ノ日程ニモ臨時軍事費特別會計、豫備費外ニ於ケル豫算超過支出ヲ爲シタル總計算書、即チ大正六年ヨリ九年ニ渉ル責任支出ニ關スル、即チ陸軍大臣ノ所謂過去ノ事ニ屬スル議案ガ出テ居リマスガ爲ニ、私ハ特ニ此點ニ付テ一ニ御尋ヲ致シタイノデアリマス、第一ハ西伯利出征ニ際シマシテ、機密費トシテ國庫ヨリ陸軍ガ受入レタル所ノ金ノ總額ハ幾何デアアルカ、山梨大將談トシテ新聞ニ報道セラレテ居ル所ニ依リマス、千數百萬圓ト云フコトデアリマスガ、此點ヲ明白ニ御示シテ願ヒタイノデアリマス、第二ハ此問題ノ金ノ取扱方デアリマス、之ニ就テ只今モ申シマシタ如ク、今日此席ニ於テ御否定ニハナラナイ、昨日同僚清瀨君ノ對シテハ、半バツ御認メニナツテ居ルノデアリマス、山梨大將モ昨日朝日新聞記者ニ次ノ如ク御答ニナツテ居ルノデアリマス、莫大ノ公金ヲ銀行ヘ預入シタルコトハ事實タ、預入者ノ名義ニ我輩其他ノ名義ヲ使ツテ居ルガ、是ハ何處ノ役所デモアル事務上ノ慣例デアアル、次ニ今一ツ銀行利子ハ低イ故、高利ノ公債ニ買換ヘシタル事實、官房ノ主計モ買ヒニ行ツタコトダラウ、皆我輩ノ命令デアアル、斯様ニ申サレテ居ルノデアリマス、ソコデ私ノ疑ヲ生ジマシタノハ、大藏省カラ引出シテ、私人銀行ニ預ケルスラモ普通ノ場合ニハ問題ニナラナイデアリマス、況ヤ之ヲ以テ公債ニ投資シタト云フコトハ、如何ナル譯デアアルカ、公債ハ時ニ依ツテ相場ガ上リモスレバ、下リモスルノデアアル、若シ上ツテモ下ツテモ投資名義人ガ之ヲ負擔スルト云フコトニナリマスレバ、個人ガ公金ヲ以テ相場ヲシタト云フコトニナラナイデアリマセヌカ、及ビ預入レタル所ノ預金ノ利子、公債ノ利札ハ如

何ニ之ヲ處分セラレタノデアリマス、金額ニ依ツテハ利子モ密着ナラヌ額ニ達スルノデアリマス、此處分ヲ如何ニサレタノデアリマス、第三ハ西伯利出兵ノ際ハ金塊、砂金、武器其他有價物ガ相當ニ鹵獲セラレタ筈デアリマス、其金塊、砂金、之ヲ金ニ換ヘテ凡ソドノ位ニナルノデアアルカ、且ツ之ヲ如何ニ御處分ニナツタノデアリマス、又武器其他有價物モ如何ニ之ヲ御處分ニナツタノデアリマス、此點ヲ承ルノデアリマス、私ノ問ハ言葉ハ甚ダ簡單デアリマス、併ナガラ其意味ハ極メテ重大デアアル、責任アル御答辯アラントヲ要求致シマス

〔國務大臣宇垣一成君登壇〕

○國務大臣宇垣一成君 只今土屋君カラ前ノ問題ニ關聯シテ御質問ガアリマシタカラ、御答ヲ致シマス、陸軍省ガ莫大ノ特別ノ金ヲ持ツテ居ル、サウ云フ御質問ガ昨日清瀨君カラアツテ、ソレニ對シテ持ツテ居リサウナ答辯ヲシタト云フ御話ガアリマシタガ、私ハ能ク記憶致シテ居リマセヌ、サウ云フモノハ無イト云フコトヲ私ハ明確ニ申上ゲテ置イタ積リデアリマス、或ハ御聽違ヒデアツタノデヤナイカト思ヒマス、ソレカラ西伯利出兵ノ際ニ使ツタ機密費ノ總額ガ幾ラデアアルカト云フヤウナ御問モアリマシタガ、是ハ私ハ甚ダ記憶致シテ居リマセヌ、既ニ決算モ済ンデソレ……相當ノ機關ニ出シテアリマスカラ、其中ニ諸君ノ御手許ニ出テ行クデヤラウト考ヘテ居リマス、其他三四山梨大將ガ、或ル新聞記者ニ語ツタト云フ御話ニ付テ私ニ御質問ガアリマシタガ、ドウモ山梨君ガ新聞記者ニ話ヲシタ其事ニ付テハ、私カラ此處答辯ヲ致ス限リデナイト思ヒマス、ソレカラ西伯利出兵ノ際ニ多數ノ金塊、又其他有價ノ鹵獲品モアツタラウ、其始末ヲドウシタカ、金塊ノコトハ昨日モ清瀨君ノ御問ニ對シテ……御問デハナカッタ、或ハ中野君ノ御演說ニ對シテ豫算總會ノ席デ申上ゲテ置キマシタガ、第十四師團ガ金塊ヲ持ツテ來テ云々ト云フヤウナコトガ御演說中ニアリマ

シタガ、サウ云フコトハ絕對ニ無イトデアリマス、全クノ訛傳デアリマス、ソレカラ其他ノ鹵獲有價物ノ始末ハドウシタ、其總額ガ幾ラ位アルカト云フヤウナコト、是ハ今日ノ會計法ノ上カラシテ相當ノ——正當ノ手續ヲ履ンデ皆始末シテアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス

〔土屋清三郎君登壇〕

○土屋清三郎君 只今宇垣陸軍大臣ハ私ノ質問ニ對シテ御否定ニナリマシタ、問題ハ今ヤ司法部ニ移シテ公平ナル裁判ヲセラレントシテ居ルノデアアル、若シ此事ガ事實ニナリマシタ場合ニ於キマシテハ、宇垣陸軍大臣ハヨモヤ武人トシテ其面目ヲ傷クルガ如キ處置ハ御執ニナラレナイデアリマセウ、此點ニ對シテ更ニ改メテ大臣ノ御聲明ヲ求メマス

〔國務大臣宇垣一成君登壇〕

○國務大臣宇垣一成君 御念ノ入ツタ御質問デ、無論相違ガアツタナラバ私ハ十分ノ責任ヲ執リマス〔拍手〕

〔議長〔粕谷義三君〕〕

伊坂秀五郎君ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス——伊坂秀五郎君

〔伊坂秀五郎君登壇〕

○伊坂秀五郎君 本員ハ去ル四日ノ議場ニ於ケル議員中野正剛君ノ御演說中ニ於テ、吾々元同交會員ノ者ガ、此度政友會ニ合同ヲ致シマシタル點ニ付テ、此間黃白金錢ノ關係ガアルト云フヤウナル、甚ダ以テ怪シカラヌ御言葉ガアツタコトニ對シ、吾々ハ會ヲ代表シテ此事ノ辯明ヲ致サント致シタル者デアリマス、只今秋田清君對陸軍大臣、總理大臣ノ此質問應答ニ依ツテ、中野君ノ演說ノ荒唐無稽ナルコトガ表明セラレマシタル以上ハ、吾々ノ辯明ヲスル價值ガナイト認メマス、仍テ取消ヲ致シマス〔拍手〕

○志賀和多利君 緊急動議ガアリマス

○議長〔粕谷義三君〕 志賀和多利君

〔志賀和多利君登壇〕

○志賀和多利君 諸君、私ハ議事日程變更

土屋清三郎君 長岡 外史君
野原種次郎君 畔田 明君
山口 左一君 山口 政二君
増田 義一君 松山兼三郎君
小室 光雄君 佐々木安五郎君
佐々木平次郎君 佐藤 潤象君
清瀬 一郎君 湯淺 凡平君
武藤 山治君 小林 彌七君
古林喜代太君 森田 金藏君
堀田義次郎君 成田 榮信君
町野 武馬君 菊池謙二郎君
日程ヲ變更シテ志賀君提出ノ動議ヲ議題
トスヘシトスル議員ノ氏名左ノ如シ

磯部 尙君 磯部 保次君
岩崎幸治郎君 岩崎 勳君
今里準太郎君 今井 健彦君
石井 三郎君 石坂 豊一君
石原正太郎君 飯村 五郎君
井上 孝哉君 井上 虎治君
井口延次郎君 生田 和平君
伊坂秀五郎君 濱口吉兵衛君
濱田 國松君 濱田 精藏君
八田 宗吉君 鳩山 一郎君
原 惣兵衛君 西澤 定吉君
西方 利馬君 本田 義成君
星島 二郎君 土井 權大君
長田 桃藏君 大竹 謙治君
大口 喜六君 小川 平吉君
小野 義一君 岡田伊太郎君
若尾幾太郎君 若尾 璋八君
若宮 貞夫君 渡邊 伍君
加藤 知正君 加藤久米四郎君
兼松寅太郎君 笠原 忠造君
河上 哲太君 川口 義久君
海原 清平君 吉津 度君
吉田 眞策君 吉植庄一郎君
吉木 陽君 米原於菟男君
竹原 樸一君 竹内友治郎君
高井 商二君 高木 音藏君
高橋熊次郎君 高草美代藏君
高山 長幸君 土屋 興君
中島 守利君 中村 龜君

中村 清造君 武藤 金吉君
内田 信也君 内野辰次郎君
浦山助太郎君 野田 俊作君
來栖 七郎君 熊谷 巖君
熊谷 直大君 熊谷 成章君
倉元 要一君 工藤十三雄君
矢野 鉉吉君 山本 芳治君
山本 謙二郎君 山本 慎平君
山本 義一君 山口 義一君
山口 恒太郎君 山口 谷次君
山内 純造君 山崎達之輔君
前田 米藏君 松本 眞平君
松本 君平君 松岡 俊三君
松山常次郎君 松實喜代太君
牧野 良三君 藤田胸太郎君
藤田 包助君 藤川 清助君
二木 洵君 古川 清君
木暮武太夫君 小久保喜七君
小橋謙三衛君 兒玉 右二君
神崎 勳君 近藤 達見君
青木 精一君 青山 憲三君
秋田寅之介君 赤間嘉之吉君
有馬 頼寧君 東 武君
齋藤 珠次君 齋藤藤四郎君
榊原 經武君 佐々木文一君
佐々木春作君 佐々木長治君
坂井 大輔君 坂梨 哲君
木戸 豊吉君 木村政次郎君
宮崎三之助君 宮本 逸三君
三善 清之君 三土 忠造君
篠原 和市君 志賀和多利君
嶋居 哲君 島本 信二君
廣瀬 爲久君 廣岡宇一郎君
平山爲之助君 森 龜和君
森 恪君 瀬沼伊兵衛君
砂田 重政君 鈴木 隆君
菅原 傳君 隅田 豊吉君
杉 宜陳君 隅田 豊吉君

○志賀和多利君 議長——議事進行ニ付テ
發言ヲ求メマス
○議長(粕谷義三君) 志賀和多利君
○議長(粕谷義三君) 志賀和多利君
○志賀和多利君 諸君、吾々議會ニ列シマ

シテヨリ今日程不眞面目ナ、不公平ナル議
會ヲ見タコトハナイノデアリマス(拍手)
「ノウ」(一)査問委員會一度開ケマシテヨ
リ、此査問ニ附セラレル者幾人モ、而モ其
事柄ハ恰モ捕風捉影、殆ド影ヲ趁テガ如キ
モノスラ、尙且ツ一昨日ノ議場ニ於テ査問
委員會ニ付セラレタルデアアル、然ルニ事ハ
帝國ノ安危存亡ニ關スル程ノ、露西亞ノ赤
化宣傳ハ帝國議會ノ一員ガ、十方圓ノ金ヲ
取テ露西亞ノ赤化宣傳ノ働キヲシテ居ル
確證ガアルト斷言ヲ致ス(拍手、議場騒然)
斯ノ如キ重大ナル案件ヲシモ不問ニ付サン
トスルガ如キ諸君ノ態度ト云フモノハ、何
等ノ不眞面目デアリマセウカ(拍手、議場
騒然)惟フニ一昨日ノ中野正剛君ノ斯ノ如
キ不都合ナル虚構ナル發議ガアタタ
云フコトハ、彼ガ赤化宣傳ノ仕事ノ一部ト
シテヤラレタルデアアルカハ知レマセム、其
仕事ノ一部トシテヤラレタル事柄ニ諸君ガ
引摺ラレタル云フコトニナタナラバ、容易
ナラザル問題デアリマス(拍手、議場騒然)
「眞面目ニヤレ」ト呼フ者アリ、吾々ハ眞面
目ニ言フテ居ルノデアアル、私ハ彼レ中野ガ十
方圓ノ金ヲ取テ、サウシテ露西亞ノ爲ニ赤
化宣傳ヲ努メテ居ルト云フコトヲ信ジマス
ルガ故ニ、諸君ニ査問會ヲ開クコトヲ緊急
動議トシテ要求シタルデアアル(議場騒然)此
要求ニ對シテ諸君ガ之ヲ遮リ止メテ、恰モ
臭イ物ニ蓋ヲスルガ如キ態度ヲ爲スコトハ
何ガ故デアリマスカ(拍手)私ハ議會ノ一員
トシテ、斯ノ如キ諸君ノ不眞面目ナル態度
ニ對シテ、ドウシテ此國政ノ審議ガ出來ルカ
ト云フコトヲ疑ハザルヲ得ナイノデアリマ
ス(拍手、議場騒然)今ヤ議會ニ於テハ非常
ニ議案ガ濃密シテ居ル(議事進行ニ關係ガ
アルカ)議長注意スベシト呼フ者アリ、此
議案ノ濃密シテ居ルト云フコトハ、諸君ガ
不公平ナル態度ヲ執ルガ故デアルト云フコ
トヲ明言致スノデアアル(拍手)即チ諸君ガ不
公平ナル態度ヲ致シマスレバ致シマス程、
諸君ニ於テ持タナケレバナラヌノデアアルト

云フコトヲ此壇上ヨリ宣言致シマス(拍手、
議場騒然)諸君、重大ナル結果ハ來リマス
ゾ、重大ナル結果ガ來タル時ニ於テ諸君ハ
豫メ此ニ於テ、議事ノ進行ヲ妨害スルモノ
ハ諸君ノ不公平ノ態度デアルト云フコトヲ
明言ヲ致シマス、諸君ノ反省ヲ促スノデ
アリマス(拍手、議場騒然)
○議長(粕谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマ
ス——本日ノ日程第十三ハ、委員長ヨリ委員
長報告撤回ノ申出ガアリマシタカラ、日程
ヨリ省キマス——日程第一、農業倉庫業法
中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——早
速農林大臣
第一 農業倉庫業法中改正法律案(政
府提出) 第一讀會
農業倉庫業法中改正法律案
第一條第一項ヲ左ノ如ク改ム
本法ニ於テ農業倉庫業者トハ左ノ各號
ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
一 農業ヲ營ム者カ其ノ生産シタル穀
物、藁其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物
品ヲ所有スル場合又ハ土地ニ付權
利ヲ有スル者カ小作料トシテ受ケタ
ル穀物其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物
品ヲ所有スル場合ニ於テ其ノ者ノ爲
ニ本法ニ依リテ倉庫ニ保管スル者
二 販賣組合又ハ販賣組合聯合會カ賣
却スル藁其ノ者ノ爲ニ本法ニ依
リ倉庫ニ保管スル者
同條第四項中「前三項」ヲ「前二項」ニ改メ
第三項ヲ削ル
第二條第五號ヲ第六號トシ第四號ノ次
ニ左ノ一號ヲ加フ
五 受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託
シタル場合ニ於テ其ノ物品ノ聯合
農業倉庫證券ヲ擔保トシテ貸付ヲ
爲スコト
第四條中「非サレハ」下ニ「第一條第一項
第一號」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ
命令ヲ以テ指定スル産業組合聯合會ニ
非サレハ第一條第一項第二號ノ農業倉

庫業者タルコトヲ得ス

第五條第一項中「産業組合カ農業倉庫者タルトキ」ヲ「農業倉庫業者タル産業組合又ハ産業組合聯合會」ニ、同條第二項中「産業組合」ヲ「前項ノ産業組合又ハ産業組合聯合會」ニ、組合員ヲ「組合員又ハ所屬組合若ハ所屬聯合會」ニ、及第五號ヲ「乃至第六號」ニ、同條第三項中「農會又ハ公益法人カ農業倉庫業者タルトキ」ヲ「農業倉庫業者タル農會又ハ公益法人」ニ、及第五號ヲ「乃至第六號」ニ改ム

第七條ノ二 農業倉庫業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ倉荷證券ヲ交付スルコトヲ要ス

商法第三百八十三條ノ二第二項及第三百八十三條ノ三ノ規定ハ前項ノ倉荷證券ニ之ヲ準用ス

第八條第一項中「預證券及質入證券又ハ」ヲ削ル

第十條第二項中「又ハ第三項」ヲ削リ同條第三項中「第四項」ヲ「第三項」ニ、乃至第三項ヲ「及第二項」ニ改ム

第十一條中「及第九章第二節」ヲ「第三百七十五條乃至第三百七十八條及第三百八十一條乃至第三百八十三條ノ規定」ニ改ム

第十四條中「所得稅」ノ下ニ「營業收益稅」ヲ加フ

第十四條ノ二 農業倉庫業者ノ農業倉庫又ハ其ノ敷地ニ關スル權利ノ取得ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス

第十九條 本法ニ於テ聯合農業倉庫業者トハ農業倉庫業者カ第一條第一項及第二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ヲ本法ニ依リ倉庫ニ保管スル者ヲ謂フ

聯合農業倉庫業者ハ他ノ聯合農業倉庫業者カ前項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ヲ保管スルコトヲ得

聯合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限リ業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者カ第一條第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品又ハ販賣組合若ハ販賣組合聯合會

カ賣却スル物品ヲ保管スルコトヲ得他ノ聯合農業倉庫業者カ本項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ニ付亦同シ

第二十條 産業組合聯合會ニ非サレハ聯合農業倉庫業者タルコトヲ得ス

第二十一條 聯合農業倉庫業者タル産業組合聯合會ハ産業組合合法ニ規定スルモノ外第二條（第二十六條第一項ノ規定ニ依リ準用）及第十九條ニ規定スル事業ヲ目的ト爲スコトヲ得

前項ノ産業組合聯合會ハ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ前項ノ事業ヲ爲スノ外附隨トシテ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ非サル組合又ハ聯合會ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得但シ第二條第四號乃至第六號（第二十六條第一項ノ規定ニ依リ準用）ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 農業倉庫業者カ寄託者又ハ農業倉庫證券ノ所持人及受寄物ノ質權者アル場合ニ於テハ其ノ質權者ノ承諾ヲ得テ其ノ受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託シタル場合ニ於テハ其ノ寄託ニ因リ生シタル農業倉庫業者ノ權利義務ハ當初ノ寄託者又ハ農業倉庫證券ノ所持人ニ移轉シ當初ノ寄託ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フ

第二十三條 農業倉庫業者カ其ノ受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託セムトスル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ農業倉庫證券アルトキハ將來ニ向テ其ノ證券ノ裏書ヲ禁止スルコトヲ得

農業倉庫業者ハ前項ノ證券ノ裏書ヲ禁止スルニ非サレハ受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託スルコトヲ得ス

第二十四條 聯合農業倉庫業者ハ其ノ受寄物ノ農業倉庫證券ナキ旨ノ農業倉庫業者ノ證明書又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ裏書ヲ禁止セラレタル證券ト引換ニ非サレハ其ノ受寄物ノ聯合農業倉庫證券ヲ交付スルコトヲ得ス

第二十五條 前三條ノ規定ハ聯合農業倉庫業者カ其ノ受寄物ヲ他ノ聯合農業倉庫業者ニ寄託スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條 第二條、第三條、第六條乃至第九條、第十條第一項及第十一條乃至第十八條ノ規定ハ聯合農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス但シ第二條第六號中農業倉庫業者トアルハ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者、農業倉庫證券トアルハ農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券トシ第八條中農業倉庫證券トアルハ聯合農業倉庫證券トス

第十條第二項ノ規定ハ第十九條第一項又ハ第二項ニ規定スル寄託物ニ、同條第三項ノ規定ハ第十九條第三項ニ規定スル寄託物ニ之ヲ準用ス但シ聯合農業倉庫業者カ第十九條第一項及第二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル第一條第二項ノ物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ農業倉庫業者カ從前ノ第一條第三項ノ規定ニ依リ保管スル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行ノ際現ニ存スル預證券及質入證券ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
（國務大臣早速整頓君登壇）

○國務大臣（早速整頓君） 農業倉庫業法中改正法律案提出ノ理由ヲ說明致シマス、政府ハ大正六年農業倉庫業法ノ制定ト共ニ（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ

（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ

（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ

（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ

（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ

（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ

（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ

（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ

（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ

（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ

（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ
（開エナイ）大聲ニ願ヒマス、ト呼フ者アリ

ノ數千九百餘、棟數ハ三千九百五十餘、建坪ハ十四萬四千五百餘坪ニ達シ、其收容力ハ穀物約一千三百三十萬俵、蘭約七十五萬貫ニ達スルノデアリマス、斯ノ如ク農業倉庫ハ政府ノ施設ト營業者ノ努力トニ依リマシテ、其發達者シキモノガアルノデアリマスルガ、現行農業倉庫業法ハ……

（聽エマセヌ）ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○議長（粕谷義三君） 靜肅ニ願ヒマス
○國務大臣（早速整頓君）（續） 制定以來約十年ノ年月ヲ經マシテ、其發達ヲ圖ル上ニ實際上不便ナル點ガアリマスルカラ、之ニ適應セシムル爲ニ、次ニ述フル諸點ニ付、改正ヲ加フル必要ガアルノデアリマス、即チ第一、農業倉庫業法ニ於キマシテハ、其受寄物ノ範圍ヲ（聽エマセヌ）ト呼ヒ其他發言スル者多シ

○議長（粕谷義三君） 靜肅ニ願ヒマス
○國務大臣（早速整頓君）（續） 穀物及蘭ニ制限ヲシテ居ルノデアリマスガ、此點ニ改正ヲ加ヘマシテ、農業倉庫ノ受寄物ノ範圍ヲ擴張致シ、從來ノ穀物又ハ蘭ノ外勅令ヲ以テ指定スル物品ノ保管ヲ目的トシテ、農業倉庫ノ經營ヲ認メ、沖繩地方ノ如クニ砂糖ヲ主產物ト致シ、其生産物ノ爲ニ農業倉庫ヲ設置スルコトヲ得セシメマシテ、農業倉庫ノ利益ヲ與ヘ、沖繩地方等ノ振興ニ資セントスルコト、第二、乾藪取引獎勵ノ爲メ本年度ヨリ助成金ヲ交付致シテ、共同的ニ乾藪裝置及藪倉庫ヲ建設セシメテ居リマスルガ、此共同藪倉庫ハ販賣組合等ノ取扱フ藪ノ寄託ヲ受クルモノトシ、農業倉庫業法ニ依リテ經營ヲ爲サシムルノ適當トシマス、然ルニ現行法ハ農業倉庫業者ノ本體トシテ、生産者ノ直接寄託ノ外ハ認メテ居リマセヌカラ、當面ノ必要上、新ニ産業組合聯合會ヲシテ、此種ノ事業ヲ行フ農業倉庫業者タラシムルコト、第三、從來農業倉庫ハ中小農家ノ利用ニ便ナラシムル爲メ、努メテ分散的ニ各地ノ農村ニ設置シテ來タノデアリマスガ、更ニ是等各地ニ發達シ來

レル各個農業倉庫ノ連絡機關ト致シマシテ、特ニ聯合農業倉庫ノ制度ヲ設ケマシテ、各地ニ分散シテ發達シテ來マシタ所ノ農業倉庫ヲ相互ニ連絡ヲ致シ、其受寄物ヲ出荷スル際、利用スベキ倉庫設備ニ便利ヲ與フルコト、之ニ伴ヒマシテ寄託ノ法律關係ニ二三ノ改正ヲ加フルコト、是等ノ數點ニ付、改正ヲ加フルノ必要ガアリマシテ、本案ヲ提出致シマシタ次第アリマス、何卒慎重審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレシコトヲ希望致シマス

○議長(粕谷義三君) 本案ニ關シテ質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——丹下茂十郎君

(丹下茂十郎君登壇)

○丹下茂十郎君 昨今上程ニナリテ居リマスル、農業倉庫法中改正法律案ニ付キマシテ二三御尋致シタイコトガアリマス、只今大臣ノ説明ハ生憎私共聽取レマセナシタノデ、法案ノ詳細ノ事ニ付キマシテハ、若シ幸ニ私が委員ニデモナレバ其機會ニ、然ラザレバ他ノ機會ニ於テ御尋致スルコトニ致シマシテ、簡單ニ此農業倉庫ノ獎勵ニ關スル現内閣ノ執テ居ラル、所ノ方針、其方針ノ一點ニ付テノ御質問上デタイト思フノデアリマス、暫時御靜聽ヲ煩シマス(簡單ニヤレト呼フ者アリ)無論簡單ニヤル積リデアリマス、大正四年以來米價ガ非常ナル暴落ヲ致シマシテ、農家ノ疲弊困憊ヲ來シマシタ際ニ、時ノ政府ハ是ガ救済ノ爲ニ米價調節委員會ナルモノヲ設ケラレマシテ、所謂天下ノ衆智ヲ集メテ、此問題ニ付キマシテ調査研究ヲ遂ゲタノデアリマス、當時此米價調節委員會ノ調査ノ成果ニ基キマシテ、大正六年寺内内閣ノ當時ニ、農業倉庫法ナルモノヲ定メマシテ、恰モ是ハ臨時議會ノ時デアリマシテ、會期ハ極メテ短期デアリマシタニモ拘ラズ、其臨時議會ニ於キマシテ我が帝國議會ノ協賛ヲ經マシテ發布サレタモノデアリマシテ、極メテ重大ナル意義ヲ持テ居ルモノト思フノデアリマス、詰リ農業倉庫ノ機能ニ依リマシテ、主トシテ米穀ノ市場ニ出廻ル所

ノ平衡ヲ保ナマシテ、所謂穀價ノ暴騰暴落ヲ防ギ、即チ暴落ニ因テ起ル農家經濟ヲ救済シ、其安定ヲ圖ルト同時ニ、一面ニ於キマシテハ此出廻ノ過不足ニ因リマシテ、非常ナル暴騰ヲ來ス場合ニ於ケル、一般消費者ニ對スル即チ生活ノ脅威ヲ救済セントスル目的ニ出タモノデアリマシテ、所謂穀價ノ暴騰ヲ防ギ、又暴落ヲ防ギ、生産者、消費者、共ニ生活ノ安定ヲ與ヘントスルノガ即チ農業倉庫ノ機能デアルト思フノデアリマス、所謂社會政策的ノ意味ニ於ケル施設トシテ、吾々ハ最モ此農業倉庫ノ活動及發達ヲ希望シテ已マナイ者デアリマス、然ルニ從來此米價ノ暴騰暴落ノ原因ヲ見マスレバ、概ネ我國ノ米ノ生産額ノ約一割前後ノ増收及減收ニ依リマシテ、例ヘバ一石十一圓ノモノガ數倍ノ暴騰ヲ來シ、又大正四年頃ニハ石十一圓ト云フヤウナ安價ニ低落シタ云フコトデアリマス、即チ我國ノ米ノ産額ニ一割前後ノ増收減收ニ依リマシテ、價格ニ於テ非常ナル差ヲ來シマシテ、ソレガ爲ニ一面ニ生産者ノ脅威シ、又一面ニ消費者ニ非常ナル脅威ヲ與フルコトハ、寔ニ遺憾ナ事デアリマス、又一面ニ於キマシテモ、米ノ出廻リノ多少ノ時期ニ依リマシテ、又其價格ニ大ナル變動ヲ來スト云フコトハ事實デアルトデアリマス、即チ需要供給ノ均衡ヲ破ル爲ニ、生産者モ消費者モ著シク苦痛ヲ受ケテ居ルノデアリマス、故ニ此需給ノ調節ヲ圖ル意味ニ於キマシテ、其調節辦ト致シマシテ、農業倉庫ノ制度ガ最も必要ナル所以ト思フノデアリマス、デ農業倉庫ノ機能ニ依リマシテ、即チ小農ヲシテ米穀ノ寄託保管ノ便宜ヲ與ヘ、又販賣上ノ便宜ヲ與ヘ、更ニ金融ノ便宜ヲ與ヘ、又ハマ、此主ナル三ツノ目的ガ即チ農業倉庫ノ重要ナル目的デアラウト思フノデアリマス、又之ニ附隨致シマシテハ、穀物貯藏上ノ良否ニ依リマシテ起ル所ノ蟲害若クハ鼠害ノ防除等ニ付キマシテ、主トシテ小農ヲ保護シ又急激ナル暴騰ニ因ル一般消費者ヲ保護スル爲ニ必要ナル施設デアリマス、而シテ我國米ノ生産額ハ當時平均概ネ五千万石デア

リマシタ、而モ此五千万石ノ一割前後ノ増收減收ニ依リマシテ、斯ノ如キ米價ノ大變動ヲ來スモノデアリマスガ故ニ、凡ソ我國米ノ産額ノ其十分ノ一、即チ五百万石ヲ收容シ得ル所ノ農業倉庫ヲ獎勵シヤウト云フコトガ、抑、本法ノ定メラレタル大ナル目的デアルト思フノデアリマス、而シテ此目的ヲ達スル爲ニ凡ソ十年計畫ヲ以テ、只今申上デマシタ五百万石ノ米穀ヲ收容シ得ル所ノ、農業倉庫ヲ獎勵スルト云フコトデア、タノデアリマス、爾來政府ニ於キマシテモ、又民間ニ於キマシテモ、農業倉庫ノ普及獎勵ニハ極メテ努力致シマシタ、即チ國費及府縣ノ費用ヲ通ジマシタ、大正六年ヨリ昨年——大正十四年ニ至リマスデニ、凡ソ國庫並ニ府縣費ニ於テ六百万圓ノ金ヲ支出致シテ居ルノデアリマス、而シテ農業倉庫ノ建設ノ爲ニハ約三千万圓ノ資金ヲ投ジテ居ルノデアリマス、此大ナル資金ヲ投ジマシテ出來上リマシタ所ノモノハ、最近ノ統計ニ依リマスレバ三千九百五十九棟、坪數ニ於キマシテ十四万四千六百坪、其收容力ハ穀物ニ於キマシテ千三百三十万俵ニ達スト云フコトデアリマス、而シテ最初我國ノ米ノ生産額ノ十分ノ一ヲ收容セントスル、即チ五百万石ノ俵數ニ致シマスレバ千二百五十万俵デアリマス、千二百五十万俵ヲ收容セントスル目的ヲ以テ出來マシタ所ノ農業倉庫ノ現在ノ收容力ハ、既ニ千三百三十万俵ノ收容力ヲ持ッテ居リマスガ故ニ、概ネ此目的ニ達スルト云フコトヲ申シテ宜カラウト思フノデアリマス、然ルニ農業倉庫ノ利用ノ狀態ヲ見マスレバ、既ニ農業倉庫業法ノ發布以來十年ニナリマシテ、其目的等ニ付テハ十分普及シテ居ル今日デアルニ拘ラズ、其利用ノ程度ハ尙ニ遅タトシテ進マナイノデアリマス、之ヲ大正十四年ノ成績ニ見マスレバ、一年內ニ出入致シマシタル總數ガ穀物ニ於テ八百萬俵、一年內ニ出シ入レシタ其總數ガ僅ニ八百萬俵デアリマシテ、年末ニ於テ現在スル所ノ俵數ハ僅ニ二百萬俵ニ過ギナイノデアリマス、恰モ既ニ出來テ居リマスル、倉庫ノ收容力ノ六分ノ

一ニ滿タナイノデアリマス、而モ十二月——即チ年末現在デアリマスカラ十二月デアリマス、十二月ハ米ノ最も豊富ナ時デアリマシテ、農家ノ手許ニ所有シテ居ルモノ、一番澤山アル時デアリマス、而モ其時期ニ於キマシテ收容力ノ六分ノ一ニ滿タナイト云フコトハ、是ハ實ノ持腐レト申シマセウカ、立派ナ倉庫ヲ持チマシテモ、虚器ヲ擁シテカラウト思フノデアリマス、農業倉庫ノ建設ハ、恐ラク本年度ニ於キマシテ豫定ノ目的以上ニ達スルコトハ明瞭デアルト思フノデアリマス、隨テ此農業倉庫ノ建設ノ普及ト云フコトハ、從來政府ニ於キマシテ獎勵致シマシタ事業ニ於キマシテ、最も成績ヲ舉ゲタモノト申シテ宜カラウト思フノデアリマス、然ルニ其利用ノ點ニ至リマスルト云フト、只今申上デマスルヤウナ狀況ニ於テ、極メテ其目的ニ副フコトガ甚ダ遠キ感ジガ致スノデアリマス、農業倉庫本來ノ目的ハ、必シモ徒ニ立派ナ倉庫ヲ建設スルト云フコトガ目的デナカラウト思フノデアリマス、即チ農業倉庫ノ制度其モノ、普及ガ大切デアラウト思フノデアリマス、而シテ此農業倉庫制度ノ利用ガ大切デアラウト思フノデアリマス、即チ此制度ノ普及ニ依リマシテハ、必シモ立派ナ倉庫ヲ建テナクトモ、或ハ地主ノ倉庫ヲ借入レテモ十分デア、要スルニ保管、販賣、金融、是等ニ依リマシテ即チ市價ノ調節ヲ圖リ、市場ニ出廻リノ米穀ノ調節ヲ圖リ、其價格ノ暴騰暴落ヲ抑制スル、其機能ヲ發揮スルノガ本來ノ目的デアラウト思フノデアリマス、是ニ於テ農業倉庫ノ利用ガ今日斯ノ如キ貧弱ナル有様デアルト云フコトハ、甚ニ經營上ニ於キマシテ、何等カ缺陷ガアルデハナカラウト云フコトヲ考ヘルノデアリマス、即チ政府ニ於キマシテハ、從來建設ノミ力ヲ入レマシテ、此倉庫ノ利用、倉庫ノ經營ノ上ニ於テ獎勵ノ途ガ立ッテ居ナイト云フコトヲ遺憾ニ思フノデアリマス、故ニ今日ハ一面ニ於テハ倉庫ノ建設ヲ獎勵スルト云フコトモ結構デアリマスガ、更ニ他面ニ

ハ倉庫ノ經營ノ上ニ於テ、相當ノ便宜ヲ與ヘ、又利用ノ上ニ於テ、之ヲ獎勵保護スルヲ云フコトガ必要ナカラウカト思フノデアリマス、倉庫ノ經營ハ今日主トシテ産業組合デアリマス、其他町村農會、或ハ公益法人、若クハ町村等ニ於ケル經營モ多少アルノデアリマス、專ラ産業組合ノ經營ガ大部分ヲ占メ居ルノデアリマス、而シテ此農業倉庫ノ經營ハ、固ヨリ非營利事業デアリマス故ニ、僅カナル保管料ヲ以テマシテハ、此倉庫ノ經營ト云フコトハ頗ル困難デアルト思フノデアリマス、而シテ又一面ニハ小農ノ便宜ヲ圖ル爲ニ、此施設ヲ致シテ居ルノデアリマス、而モ此農業倉庫ニ保管ヲ寄託スルニ付テハ、何レ多少ノ保管料ヲ支拂ハナケレバナラヌノデアリマス、而モ農家ニ於キマシテハ、極メテ貧弱ナル小作農家ト雖モ、自己ノ收穫致シタ所ノ穀物ヲ貯藏スル所ノ納屋ヲ持テ、或ハソレノ相當ノ土藏、倉庫ヲ持テ居ルノデアリマス、又農家ニ於キマシテハ、此納屋デアルトカ、或ハ倉庫デアルトカ云フヤウナモノハ、一ノ誇リト致シヤウナ状態ニ在ルノデアリマス、自己ノ收穫致シタ所ノ穀物ヲ倉庫ニ保管スルト云フコトノ施設ガアルノデアリマスニモ拘ラズ、多少ト雖モ保管料ヲ支拂テ、而シテ此農業倉庫ニ寄託スルト云フコトデアアルガ故ニ、ソレ故ニ倉庫ノ利用ト云フコトガ遲々トシテ進マナイ原因デハナカラウカト思フノデアリマス、是ニ於キマシテ私ノ御尋致シタイト思ヒマスコトハ、政府ハ今日以後ニ於キマシテモ、尙ホ建設ノミカヲ用キル、經營及利用ノ方面ニ於テ何等ノ考ヘ持テ居ナイノデアラウカ、若シ今後農業倉庫ノ經營ノ上ニ、又一般小農ガ農業倉庫ヲ利用スル上ニ於テ、何カ適當ナル意見ヲ持テ居ラレト云フコトデアリマシタナラバ、此機會ニ於テ政府ノ意見ヲ承テ置キタイト思フノデアリマス、要スルニ私ハ農業倉庫ノ普及發達ト云フコトニ付キマシテハ、洵ニ熱心ナル唱道者ノ一人デアリマス、其目的トスル所ノ利用、其利用ガ極メテ貧弱デアアル、隨テ農業倉庫

ヲ設ケタ所ノ目的ニ副ハナイト云フコトノ遺憾ヲ持テ居ルノデアリマス、詰リ我國ニ生産スル所ノ米ノ、約一割ノ米ヲ貯藏シ、即チ米ノ出廻ハル所ノ時期ヲ調節シ、販賣スル上ニ於テノ調節ヲ圖リ、或ハ小農ガ資金ニ窮スル場合ニ於キマシテハ、農業倉庫ニ於テ適當ナル資金ノ供給ヲ圖テ、米穀ヲ保管シテハ、是等ノ機能ヲ全ウスルコトガ出來ナカッタラバ、農業倉庫ヲ如何ニ立派ナ物ヲ御建ニナリマシテモ、其目的ヲ達スルコトハ出來ナイト思フノデアリマス、此意味ニ於テ倉庫ノ建設ト共ニ、倉庫ノ經營及其利用等、此點ニ付キマシテ政府ハ獎勵上相當ノ意見ヲ持テ居ラレト云フアルカ、如何デアアルカト云フコトヲ此際早速農林大臣ヨリ御説明ヲ願フテ置キタイノデアリマス

〔國務大臣早速整爾君登壇〕

○國務大臣(早速整爾君) 御答ヲ致シマス、農業倉庫ノ經營並ニ利用ニ於テ尙ホ缺點所ガアル、此點ニ付テ今升下君ノ御述ニナリマシタコトハ、事實ニ於テ當局者モ左様デアルト考ヘ居リマス、從來此農業倉庫ノ建設ト云フコトニ力ヲ專ラニ致シテ居タト云フコトハ、升下君御水知ノ通りナノデアリマス、之ヲ獎勵シテ今日ニ至リタノデアリマス、御述ベノ通り、漸ク農業倉庫ノ建設ト云フモノガ段々進シテ參タノデアリマス、然ルニ其經營——而シテ御述ニナツタ此利用ト云フモノガ、マダ全クナクシテ、折角農業倉庫ガ出來テモ、其農業倉庫ヲ立派ニ利用スル者ガナイト云フヤウナ憾ミハ、當局者モ懷イテ居ルノデアリマシテ、今日迄ハ御述ニナツタ通りノ狀況デアアル、故ニ當局者ハ昨今以來ハ特ニ注意ヲ致シマシテ

〔粕谷議長議長席ヲ退キ小泉副議長代リ着席〕

此經營並ニ利用ノ方ニ付キマシテハ、十分ニ力ヲ盡シテ居リマス、要スルニ農民一般ニ十分ノ理解ヲ與ヘテ、此農業倉庫ヲ利用スルト云フヤウナ、知識ノ普及ヲモ圖ラナケレバナラヌ状態ニ在ルノデアリマスカラシ

テ、或ハ農會ナリ、或ハ産業組合等ニ付テ、特ニ政府ハ補助ヲ與ヘテ居ル範圍ニ於テ、是等ノ事ヲ普及セシムル知識ヲ與フル方ニ、宣傳ヲ十分ニ盡シテ居ルト云フヤウナ方マデモ、政府ハ力ヲ致シテ居ルノデアリマス、恐ラクハ今日以後ニ於キマシテハ、此農業倉庫ヲ利用スル、農業倉庫ノ經營ヲ全ウスルコト云フコトニ付テハ、一段ノ進歩ヲ示スコトガ出來ルデアラウト、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 土井權大君

〔土井權大君登壇〕

○土井權大君 簡單ニ御尋ヲ致シタイノデアリマス、元來農業倉庫ハ農村振興ノ爲メ極メテ緊要ナル機關デアリマス、所ガ往々ニシテ國家ガ希望シテ居ル事ハ、實際ニ行フ上ニ於テ甚ダ懸隔ガ多イノデアリマス、第一ノ點ガ非常ニ不便デアアルカ、懸隔ガ多イカト申シマス、抑、農民ガ米其他ノ農產物ヲ農業倉庫ニ預ケサウト云フモノハ、必シモ品傷ミヲ豫防致サウト云フモノヲ以テ預ケルノデハナイ、場合ニ依テハ其品物ヲ預ケル人モアルノデアリマス、又場合ニ依テハ、投資防止ト云フ目的ヲ以テマシテ預ケル場合モ多イノデアリマス、是ハ私ガ幾々申シマセズトモ、政府モ御承知ノ事デアラウト思ヒマス、所ガ農業倉庫ト云フモノヲ産業組合ニ於テ、或ハ農會ニ於テ之ヲ經營致シタル其時ニ當リ、金融ハドウ云フ状態デアアルカト斯ウ申セバ、預リシ品物全部ニ對シ金融ノ便利ヲ圖ルト云フコトガ出來ナイ今日状態ニ相成、テ居ルノデアリマス、即チ産業組合ハ金ガ餘ル、金ガ餘ルガ爲ニ其金ノ運用方法トシテ、農業倉庫ヲ經營スル場合モアリマス、其場合ニ於テ、組合員ハ又已ノ品物ノ投資ヲ防止スル爲ニ、或ハ其品物ヲ預ケテ、而シテ金融ノ便宜ヲ圖ラウトシテ預ケル、其時ニ當リ組合員ニ非ザル者ガ預ケタル場合ニ於テ、金融ノ途ト云フモノガ附イテ居ラナイノデアリマス、而モ組合員——其信用組合ハ已ノ金ヲ有利ニ運用致サウト云フ考ヲ以テマシテ、農業倉庫

ヲ經營致スト雖モ、其預タル品物ニ對シテ、金ヲ融通スルコトガ出來ナイ、斯ウ云フ状態ニ相成、テ居ルノデアリマス、言葉ヲ換ヘテ言ヒマシタナラバ、今日ノ農業倉庫ハ、經營ヲシテ居ル組合員、其組合員ヨリ預タル品物ニ金融ハ致スガ、ソレ以外ノ者ガ預ケタル場合ニハ、金融ノ途ガ付カナイ、斯ウ云フ實情ニ相成、テ居ルノデアリマス、是ニ於テドウ云フ不便ガ起ルカト申シマス、即チ金ガ餘タ、其運用ノ途ヲ開カント考ヘ、茲ニ農業倉庫ヲ經營致スト雖モ、其餘リシ金ヲ他ニ運用スルコトガ出來ナイ、又一方組合員以外ノ者ガ、農業倉庫ト云フモノハ極メテ便利ナモノデアルト斯ウ考ヘテ、物品ヲ預ケマス、所ガ愈、金ヲ借りヤウト云フ場合ニ於テハ、汝ハ組合員ニ非ザルガ故ニ金融ノ利便ヲ與フル能ハズ、斯ウ云フマア現狀ニ相成、テ居ルノデアリマス、故ニ農業倉庫ト云フモノハ、非常ニ便利デアアルカノ如ク見ユルノデアリマス、只今申上ダタガ如ク、金ノ餘タ所ノ信用組合ガ之ヲ經營スルト雖モ、其金ノ運用ヲスルコトヲ得ズ、更ニ組合員以外ノ者ガ農業倉庫ヲ利用致スト雖モ、金融ノ便ニ接セズ、斯様ナ状態ニ相成、テ居ルノデアリマス、此點ニ付テ政府ハ如何ニシタナラバ、即チ組合員金融ノ途ヲ開カウト致シテ金融ノ途ヲ開クヲ得ズ、組合員以外ノ者ガ金ヲ借りヤウト致シテ、而モ農業倉庫ヲ利用スルト雖モ、其利便ニ接セズシテ困ラレ、ソレヲドウ調和スルカト云フニ付テ、何等カノ御考ガアルデアラウト思フノデアリマス、之ヲ第一ニ私ハ御同致シタイノデアリマス、今回ハ聯合農業倉庫ト云フモノヲ御計畫ニナツタヤウデアリマス、其聯合農業倉庫ヲ利用致ス場合ニハ、品物ト云フモノヲ其倉庫マデ持テ行カナケレバナラヌノデアリマセウカ(簡單單)ト呼フ者アリ、又其所屬ノ組合員ハ、農業倉庫證券ト云フモノヲ以テ金融ノ途ヲ開クノデアリマセウカ、此法又何ヒマサルト、品物ノ移轉ヲヤラナケレバ、金融ノ

シナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、
今事實ノ證據ヲ持テ居ルト云フ御話デア
リマシタカラ、此席デナクテモ宜シイ、此
委員會ノ席等ニ於テ、トウゾ是等ハ詳シク
其事實ヲ承テ上デ、相當ノ取締ヲスルコ
トニ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス
〔拍手〕

○志賀和多利君 議長——緊急動議ガアリ
マス

○副議長(小泉又次郎君) 志賀和多利君
——成規ノ賛成アリト認メテ居リマス

〔志賀和多利君登壇〕

○志賀和多利君 諸君、私ハ本案ヲ速記録
ガ吾々ニ届クマデ延會ノ動議ヲ提出致シマ
ス、其理由ハ先程農林大臣ノ提案ノ理由ノ
説明ハ、吾々ニ一ツモ徹底致シマセヌ、ソ
レ故ニ議席ヨリ屢々農林大臣ニ、平日ノ如
ク大聲ヲ以テ説明セラレタイト云フコトヲ
述ベマシタガ、速記者ニ分ルゲニ讀上デ
マシテ、吾々ニハ毫末モ徹底致シマセヌ、
斯様ニ徹底セザル提案理由ニ付キマシテ
ハ、吾々何等知ル所ガ無イガ爲ニ、已ムヲ
得ズ實否ヲ表スルニ苦ム次第デアリマスガ
ラ、ドウカ此速記録ガ出来テ、農林大臣ノ
提出理由ガ吾々ニ徹底スルマデ、此議事ヲ
延期セラレントヲ要求致シマス〔拍手〕

〔賛成〕〔賛成〕〔賛成〕

○副議長(小泉又次郎君) 只今志賀君ノ緊
急動議ハ御聽キノ通りデアリマシテ、議事
延期ノ動議デアリマス、採決ヲ致シマス、志
賀君ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
〔賛成者 起立〕

○副議長(小泉又次郎君) 起立少數デアリ
マス

〔異議アリ〕〔異議アリ〕ト呼ブ者アリ

○副議長(小泉又次郎君) 成規ノ賛成ヲ得
テ異議アリト云フコトヲ認メマス、仍テ是
ヨリ記名投票ヲ行ヒマス、志賀君ノ動議ニ
賛成ノ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ青票ヲ持
參セラレントヲ望ミマス、閉鎖——氏名
點呼ヲ行ヒマス

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○副議長(小泉又次郎君) 投票漏ハアリマ
ス、カ——投票漏ハナシト認メマス、投票

〔閉鎖〕開閉——開鎖

〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕

○副議長(小泉又次郎君) 書記官長ヨリ投
票ノ結果ヲ報告致サセマス

〔中村書記官長朗讀〕

投票總數 二百五十四
可トスル者 白票 八十五
否トスル者 青票 百六十九

〔拍手起立〕

○副議長(小泉又次郎君) 志賀和多利君ノ
動議ハ否決セラレマシタ

〔參照〕

本案ノ議事ヲ延期スヘカラストスル議員
ノ氏名左ノ如シ

石塚 三郎君 井本 常作君

服部 英明君 土生 彰君

西 英太郎君 戸井 嘉作君

中馬 興丸君 富田 幸次郎君

大津 淳一郎君 太田 信治郎君

大里 廣次郎君 大島 要三君

奥村 千藏君 岡本 實太郎君

神田 正雄君 神谷 彌平君

加藤 政之助君 加藤 六藏君

河波 荒太郎君 河野 晴君

吉川 吉郎兵衛君 金田 平兵衛君

吉田 磯吉君 横山 金太郎君

武田 潤吉君 吉原 義雄君

田中 武雄君 高木 益太郎君

建部 源吾君 武内 作平君

谷口 源十郎君 田中 善立君

中原 徳太郎君 谷口 宇右衛門君

中野 徳之助君 依 孫一君

村山 喜一郎君 永井 柳太郎君

室木 彌次郎君 村上 紋四郎君

工藤 鐵男君 村松 龜一郎君

八並 武治君 栗延 敬太郎君

山田 又司君 山宮 藤吉君

山田 道兄君 山口 助作君

山本 勝次郎君 山本 厚三君

山本 儀重君 山本 喜七君

井本 常作君

土生 彰君

戸井 嘉作君

富田 幸次郎君

太田 信治郎君

大島 要三君

岡本 實太郎君

神谷 彌平君

加藤 六藏君

河野 晴君

金田 平兵衛君

横山 金太郎君

吉原 義雄君

高木 益太郎君

武内 作平君

田中 善立君

谷口 宇右衛門君

依 孫一君

永井 柳太郎君

村上 紋四郎君

村松 龜一郎君

栗延 敬太郎君

山宮 藤吉君

山口 助作君

山本 厚三君

山本 喜七君

井本 常作君

土生 彰君

戸井 嘉作君

富田 幸次郎君

太田 信治郎君

大島 要三君

岡本 實太郎君

神谷 彌平君

加藤 六藏君

河野 晴君

金田 平兵衛君

横山 金太郎君

吉原 義雄君

高木 益太郎君

武内 作平君

田中 善立君

谷口 宇右衛門君

依 孫一君

永井 柳太郎君

村上 紋四郎君

村松 龜一郎君

栗延 敬太郎君

山宮 藤吉君

山口 助作君

山本 厚三君

山本 喜七君

井本 常作君

土生 彰君

戸井 嘉作君

富田 幸次郎君

太田 信治郎君

大島 要三君

岡本 實太郎君

神谷 彌平君

加藤 六藏君

河野 晴君

金田 平兵衛君

横山 金太郎君

吉原 義雄君

高木 益太郎君

武内 作平君

田中 善立君

谷口 宇右衛門君

依 孫一君

永井 柳太郎君

村上 紋四郎君

村松 龜一郎君

栗延 敬太郎君

山宮 藤吉君

山口 助作君

山本 厚三君

山本 喜七君

井本 常作君

土生 彰君

戸井 嘉作君

富田 幸次郎君

太田 信治郎君

大島 要三君

岡本 實太郎君

神谷 彌平君

加藤 六藏君

河野 晴君

金田 平兵衛君

横山 金太郎君

吉原 義雄君

高木 益太郎君

武内 作平君

田中 善立君

谷口 宇右衛門君

依 孫一君

永井 柳太郎君

村上 紋四郎君

村松 龜一郎君

栗延 敬太郎君

山宮 藤吉君

山口 助作君

山本 厚三君

山本 喜七君

井本 常作君

土生 彰君

戸井 嘉作君

富田 幸次郎君

太田 信治郎君

大島 要三君

岡本 實太郎君

神谷 彌平君

加藤 六藏君

河野 晴君

金田 平兵衛君

横山 金太郎君

吉原 義雄君

高木 益太郎君

武内 作平君

田中 善立君

谷口 宇右衛門君

依 孫一君

永井 柳太郎君

村上 紋四郎君

村松 龜一郎君

栗延 敬太郎君

山宮 藤吉君

山口 助作君

山本 厚三君

山本 喜七君

井本 常作君

土生 彰君

戸井 嘉作君

富田 幸次郎君

太田 信治郎君

大島 要三君

岡本 實太郎君

神谷 彌平君

加藤 六藏君

河野 晴君

金田 平兵衛君

横山 金太郎君

吉原 義雄君

高木 益太郎君

武内 作平君

田中 善立君

谷口 宇右衛門君

依 孫一君

永井 柳太郎君

村上 紋四郎君

村松 龜一郎君

栗延 敬太郎君

山宮 藤吉君

山口 助作君

山本 厚三君

山本 喜七君

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○土井樸大君(讀) 第三ニ銀行ノ件デアラス
マスガ、農畜倉庫或ハ信用ノ信用ノ程
度ガ、銀行ガ信ズルダケニ發達シナイト云
フ御話デアリマシタ、或ハサウ云フ信用組
合、産業組合モアルデアリマセウガ、所ガ
ドウシテモ現在ノ發達ト云フコトヲ喜ンデ居
合、農畜倉庫ノ銀行ハ信用組合、産業組
合、農畜倉庫ハ是亦事實デアリマス、現ニ五
年前前ニ此壇上カウ神戸ノ信用組合ノ小切
手ニ對シ、神戸ノ銀行同盟會ハ信用組合ノ
小切手契約トシテ何等其取引ヲヤナシ、斯
様ノ契約トシテ聯盟契約ヲ致シタ、何故ス
ノ如キ公共ノ妨害ヲ爲スガ如キ契約ヲ爲ス
カ、之ニ向ッテ大藏省ハ相當ノ制裁ヲ加ヘ
ラレナケレバナラス、大藏大臣ハ嚴重ナル

ハ所謂相互計算主義ヲ御執ニナルノデアアルカ否、左様ナ事ヲ御勸メニナルノカドウカ此事ヲ農林大臣ニ御尋致スノデアリマス、第三シテ銀行ガ信用組合、又ハ農業倉庫ヲ阻碍スルト云フガ如キ行動ニ出デタル場合ニハ、政府ハ如何ナル御處置ヲ御執ニナルカト云フコトヲ大藏方面ニ御尋致スノデアリマス、更ニ第四トシテ、銀行ガ生産ノ預メテ居ル所ノ擔保物ヲ他ニ貸シテ、而モ副産物ヲシテ生産過剰ノ結果ニ陥ラシメ、價格ノ維持ヲ保タシメズ、遂ニ副業ヲ衰微ニ陥ラシメルト云フガ如キ事ヲヤッテ居ル、之ニ對シテ如何ナル御處置ヲ御執ニナルカト云フコトヲ御尋ヲ致スノデアリマス（拍手）

〔國務大臣早速整爾君登壇〕

○國務大臣（早速整爾君） 重ネテ御尋ニナリマシタル倉庫ノ寄託物移轉ノ場合ニ於テ、此御尋ニ對シテ私カラ御答ヲ申上デマス、前刻申シマシタルハ倉庫業者ト倉庫業者間ノ協定ニ依ッテ、成ルベク其移轉ト云フヤウナ事ニ付テハ便利ニ圖ラハシタト云フコトヲ努メタイト云フコトヲ私ハ申シタノデアリマス、聯合倉庫ノ場合ニ於テハサウ云フ風ノ事ハ餘リ事實ニハ起ッテ來ナイノデアラウト思フノデアリマス、例ヘバ倉庫業アラウスル、是ハ自分ノ希望ニ依ッテ行クノデアルスカラ、品物ヲ移轉スルト云フコトハ其寄託者ノ希望ニ依ッテ移轉ガ行ハレルト云フコトニナルノデアリマスカラ、寄託者ガ希望シナイ場合ニ於テ、聯合倉庫ニ向ッテ其寄託物ヲ強ヒテ移轉セシメナケレバナラスト云フ理由ハ發生シナイデアラウ、ソレデアリマスカラ今相互計算ノ方法ヲ取ルカト云フ御説ガアリマシタケレドモ、サウ云フ場合ガ生ジテ來レバ相互計算ノ途ヲ立テ、モ差支ハナイノデアル、左様ナ途ハ、常聯合倉庫ト當リ前ノ倉庫業者ノ間ニハ、常ニサウ云フ事實ガ生ジテ來ナイデアラウ、少クトモ當分ノ内ハ左様ナ問題ガ起ッテ來ナイ、起キタ場合ニハサウ云フ方法ヲ取ッテモ差支ナイト思ヒマス

〔政府委員武内作平君登壇〕

○政府委員（武内作平君） 銀行ノ中ニ産業組合、信用組合ノ發達ヲ阻碍スル、或ハ其金融ヲ壓迫スルモノガアル、又倉庫證券ヲ

○副議長(小泉又次郎君) 赤間嘉之吉君

(赤間嘉之吉君登壇)

○赤間嘉之吉君 只今土井君ノ質疑ニ對シテ農林大臣ノ御答辯、大藏政務次官ノ御答辯モゴザイマシタガ、私ハ今ノ問題ニ付テ、モウ少シ質問ヲシテ見タイト存ジマスケレドモ、此農業倉庫業法ヲ議シマサルニ當リマシテハ、一般農業政策ト重大ナル關係ガアルト思ヒマスノデ、モウ少シ立入ッテ私ハ御尋ヲシテ見タイト思ヒマス、農業倉庫業法ハ大正六年ノ夏ノ臨時議會ニ初メテ付議セラレマシテ、私モ當時特別委員ノ一人ニ加ハラマシテ、私モ當時特別委員ノ時ニハ政府當局ト十分質疑應答モ重ネナシタガ、此現在ノ法律ガマダ甚ダ不十分ナ所ガアリ、今度ハ幾ラカ改正セラレマスケレドモ、マダ私ハ甚ダ徹底シナイト考ヘテ居リマスル、元來此農業倉庫業法ヲ制定致シマスル目的ハ、一面ニ於テハ農村ノ振興ヲ圖リ、一面ニ於テハ土井君ノ言フ通り社會政策的ノ意味ニモナル、大體ニ於キマシテ農産物ノ增收ヲ圖リ、農業者ヲシテ金融ノ便宜ヲ得セシムルト云フノガ、根本ノ觀念デアッタト考ヘマス、折角此農業倉庫業法ヲ制定シ、此法律ヲ改正シテ農業者ノ便利ヲ圖リマシテモ、根本ニ於キマシテ農産物

ケレバナラヌト考ヘテ居リマス、之ニ對シテ政府ハ現在ニ於テドウ云フ御考ヲ持テ居ラレマスルカ、將來ニ向ッテドウ云フ政策ヲ御執ニナリマスルカ、此點ニ付テモ御伺ヲ致シテ置キマス、信用組合が出来マシテモ、先年産業組合中央金庫ト云フモノが出来テ居リマシテ、信用組合ノ上ニ立ッテ働クヤウニナッテ居リマススケレドモ、マダ現在ノ中央金庫ノ狀態ニ於テハ、全國ノ農民ノ金融ニ應ズルノニハ甚ダ不十分デアリ、ドウ致シマスシテモ農村ノ振興、農民ニ金融ノ便ヲ與ヘル上カヲ申シマスルト云フシ、更ニ中央金庫ノ機能ヲ發達セシムル爲ニハ、之ニ資金ノ供給ヲスルト云フ途ヲ講ジナケレバナラヌト考ヘマス、又現在ノ銀行ノ狀態ハ勸業銀行ガアリ、農工銀行ガゴザイマスルケレドモ、農工銀行ハ當初ハ主ニ農民ノ金融機關デアルト云フヤウナ風ニ働イテ居リマシタケレドモ、農工銀行ノ働キハ漸次趣ガ變テ參リマシテ、農業ノ金融機關デアルバカリデハナクシテ、今日デハハ商工業者ノ金融機關トナッテ、農業ト商工業者ト兩方ノ金融機關トナッテ居リマスルガ爲ニ、農業者ノ方カラ見マスルト云フト至、テ不便デアル、商工業者ノ方ニ金融ヲ致シマスルレバ、銀行ノ方カラ云ヘバ至、テ便利デアラフ、所ガ農民ノ方ニ之ヲ融通致シマスルト云フト、或ハ不動産ヲ擔保ニスル、或ハ家屋ヲ擔保ニスル、土地ヲ擔保ニ致シマスル、斯様ニシテ金融ヲ致シマスルト、商工業者ニ金融ヲ致シトシハ餘程趣ガ違、テ、金融ガ商工業者ニ融通シタヤウニ、農民ニ融通シタル金融ハ圓滑ニ廻リマセヌ、是ガ爲ニ自ラ農工銀行モ、自然ニ商工業者ノ方面ニ傾クヤウニナッテ參リマシテ、農民ノ方面ノ機關ト云フコトハ段々ニ薄ライデ參、テ居ルヤウデゴザイマス、是ガ爲ニ近來ハ、或ハ議會ニモ出テ居ッタト思ヒマスルガ、農業銀行ノ設立、專ラ農業ノ方面ニ働ク銀行ノ設立ヲ農民ノ方デハ望ムヤウナ狀態ニナッテ居リマス、私共ノ此農村ノ方面カラ見て見マスルト云フト、現在ノ農工銀行ヲ改正致シマシテ、寧ろ農工銀行ヲ純然タル農業銀行ニ致シマスルカ、更ニ純然タル所ノ農業銀行ヲ新ニ設ケテ、農村ノ金融機關ト云フモノニ致サナケレバナラヌト考ヘテ居リマスルガ、之ニ對シテ政府ハ如何ナ

ル考ヲ持シテ居リマスルカ、是ハ農林大臣及大藏大臣が居ラレマセヌナラバ、政務次官ノ御答辯デモ宜シウゴザイマス、兩方面ノ御答辯ヲ得タイト思ヒマス、更ニ今度御出シニナリテ居リマス改正法律案ノ中ニ、購買組合ガ加テ居ナイヤウニ思ヒマス、私共ハ此農業倉庫ヲ設ケマス以上ハ、農産物ノ主産品、即チ穀物或ハ繭、其他勅令ヲ以テ指定スル物品ト云フコトニナリテ居リマスルガ、勅令ヲ以テ指定致シテ居リマス所ノ物品ハ如何ナルモノデアルカ、マダ一寸調ベテ居リマセヌケレドモ、農産物ノ主産品ガテナクシテ、近來ハ農村振興ノ方面カラ、農業ノ上産物ノ外ニ、農業ノ副業ヲ大ニ政府ハ獎勵シテ居ル、此農業ノ副業ヲ獎勵シマスルコト云フト、此副業ノ方面ニ向テ金融ノ便ヲ圖ラナケレバナラヌシ、副業ニ依テ生産致シマスル所ノモノヲ、倉庫ニ入レ得ルダケノ便宜ヲ圖ラナケレバナリマセヌ、ソコデ此農業倉庫ハ、農業ノ主産物ノ外ニ、農業ノ副業ニ依テ生産シマスル所ノ生産品ヲ、此農業倉庫ニ入レ得ルヤウナ制度ニ致サナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、此點ニ付キマシテ政府ノ此度ノ改正ハ、マダ私ハ甚ダ不十分デアルト考ヘテ居リマス(拍手)政府ハ此農業倉庫法ヲ御改正ニナリマスルナラバ、何故モウ一步進ンデ副業ニ依リテ生産スル所ノ生産品ヲ、農業倉庫ニ入レ得ルダケノ制度ニ御改メニナラヌノデゴザイマセウカ(拍手)ソレカラ今度ノ改正ノ中ニ、農業倉庫ノ敷地ノ取得ニ關シマシテハ、地方稅ヲ課スルコトヲ得ズト云フコトニナリテ居リマスルケレドモ、登錄稅ヲ免除スル規定ハゴザイマセヌ、此登錄稅ノ問題ニ付キマシテハ、過日稅制整理ノ問題ノ時ニ於キマシテモ質問ヲ致シテ置キマシタガ、是ハ今度ノ稅制整理ニハ、ドウシテモ加ヘナケレバナラヌ問題デアルトデゴザイマス、何故カ政府ハ此最モ必要ナル、吾々農村ノ方面カラ見マスルト最モ必要ナル所ノ借金稅ヲ取テ居ル、政府ハ借金カラ稅ヲ取テ居リマス、即チ登錄稅法ニ依リマスルト、抵當權ノ設定ノ場合ニ、抵當權ノ設定ニ付テハ、債權ノ金額ノ千分ノ六ノ設定ニ付テ居リマス、不動態ノ擔保ト致シマスル場合ニハ、其登錄稅致シマスル——登記ヲ致シマスル場合ニ——抵

當權設定ノ登記ヲ致シマスル場合ニ、借金ヲスル金額ノ千圓ニ付テ六圓、一萬圓ノ金ヲ借ル場合ニハ六十圓ノ税金ヲ取ラレテ居ル、税金ノ種類、租稅ノ種類モ餘程澤山ゴザイマスケレドモ、借金カラ税金ヲ取ルコト云フ位殘剩ナモノハゴザイマセヌ(拍手)今度ノ豫算案ヲ見マシテモ、政府ハ或ハ自作農ヲ獎勵スル、稅制ノ整理ヲスルコト云フコトニ致シテ居リマス、自作農ノ獎勵ハ、吾々農政研究會、或ハ帝國農會等ニ於キマシテモ、度々研究ヲ致シタ問題デアル、農政研究會デ研究致シタ問題デアル、農政研究會大體農林省カラ提出セラレテ居リマス所ノ入ヲシテ土地ヲ所有セシムル爲ニ、自作農ノ獎勵ノ途ヲ圖リマシタケレドモ、折角政府ハ之ニ補助ヲ與ヘ、獎勵ヲ致シテ自作農ニ致シマスルガ、今度相續ヲ開始致シマシタ場合ニハ——家督相續ヲ開始致シマシタ場合ニハ、其資本モ亦政府カラ取ラレ、ヤウナ譯ニナリマスル、資本ノ一部分ヲ取ラレコトニナリテ居ル、即チ相續稅——家督相續ヲシタ場合ニ於テ相續稅ヲ取ラレ、矢張不動産ノ價格ノ一部分ハ登錄スル相續稅ト云フコトニナリテ、政府自ラ頭ヲ取ラレタシマフ、ソレダケハ折角自作農ニ取ラレタシマフ、政府カラ税金ノ名義ヲ以テ取ラレタシマフ、更ニ今度ハ家督相續ニ依テ不動産ノ登記ヲ致シマスルコト云フト——所有權移轉ノ登記ヲ致シマスルコト云フト、又此不動産カラ登錄稅ヲ取ラレコト云フトコトニナリテ參リマス、若シサウ云フ自作農ガ——折角自作農ニナリテ居ル者ガ、一朝病氣ヲシタカ、或ハ不應ノ災難ニ罹ラタカ云フ場合ニハ、信用ハ無イ——信用ニ依テ税金ノ融通ヲ受クルコトハ出來ナイ爲ニ、其不動産ヲ擔保ニシナケレバナラヌ、不動産ヲ擔保ニ致シテ金ヲ借ル場合ニハ、只今申上ゲマシタヤウニ、千圓ニ付テ六圓ノ借金稅ヲ取ラレコト云フ、自作農ハ——一面ニ於テハ此自作農ヲ獎勵シナガラ、一面ニ於テハ此自作農カラ借金稅ヲ取ラレコト云フヤウナ、殘酷ナル稅法デアル、斯ウ云フ答デハ政府ハ進ンデ改正シナケレバナラヌ答デアル、今度ノ稅制整理ニハ何等斯ウ云フ問題ニ改正ノ手ガ及ンデ居マセヌ、サウシテ政府ハ一面ニ於テハ稅制整理ハ根本的ニ、一般的ニ整理ヲシタコト云フヤウナコトニ斷言ヲ致シテ居ル、是ハ加藤總理大臣、濱口大藏大

臣ノ一月二十一日ノ御演說ノ中ニモゴザイマス、ケレドモ稅制整理ハマダ一部分ノ整理デアッテ、根本的ノ整理デハゴザイマセヌ、斯様ニシテ、一面ニ於テハ借金稅ヲ取リ、一面ニ於テハ今度農業倉庫法ヲ改正致シマシテ、幾ラカ便利ニ致シテ居ル、地方稅ヲ課スルコトヲ得ズト云フヤウナ點ハ、幾ラカ便利ニナリテ居リマスケレドモ、此場合ニ登錄稅免除ノ規定ガゴザイマセヌ、農業倉庫ノ敷地ヲ農業倉庫業者ガ買受ケテ、所有權移轉ヲ登録ヲ致シマス場合ニハ、矢張登錄稅ヲ取ル、是ハドウ致シマシテモ、他ノ法律ト對照ヲ致シテ見テ、改正シナケレバナラヌ所ノ問題デアルト考ヘマス(拍手)政府ハ折角斯ウ云フ規定ヲ御設ケニナリマスルナラバ、何故モウ一步進ンデ登錄稅免除ノ規定ヲ御設ケニナラナカッテ、(前單ニ願ヒマス)呼フ者アリ)更ニ此農業倉庫法ニ依リマスルコト、此農業倉庫ニ入ル物品ハ、農業倉庫ニ關係ノ業者、即チ組合ノ人デナケラネバ、其農業倉庫ヲ利用スルコトハ出來ナイコトニナリテ居リマスケレドモ、是ハ小作人ナドカラ見マスル、至テ不便ナ所ガアル、地主ガ——例ヘバ地主ガ農業倉庫業者ニナリテ居テ、農業倉庫ヲ拵ヘテ居リマス、其場合ニハ殆ド親子カ親族關係見タヤウニ致シテ居リマスル所ノ小作人ノ作、タ物ハ、地主ノ持テ居ル農業倉庫ニハ容易ク之ヲ入レテヤルト云フコトニ致シ、更ニ其小作人ノ生産致シマシタ農産品ニ對シテハ、金融ノ途ヲ與ヘテヤルト云フコトニシナケレバ、本當ニ農村振興ハ圖リ得ナイト思ヒマス、折角斯ウ云フ風ニ農業倉庫法ヲ改正致シマスルナラバ、殆ド田舎ノ方ニ於キマシテハ、隣保ノ間ハ親族關係同様ニ致シテ居リマスルカラ、モウ一步進ンデ此農業倉庫ニハ、自分ノ生産致シタ物、組合員以外ノ物デモ、之ニ入レテヤルヤウナ途ヲ開カケレバナラヌト考ヘマスルガ、政府ハ何故斯ウ云フ點ニ付テ御考ニナラナカッテデアルカ、政府ハモウ一步進ンデ、斯ウ云フ方面ニ農民ノ便利ヲ圖ルト云フコトニ、御考及ビハゴザイマセヌデシタカ、此點ニ付テ農林大臣ノ御明答ヲ得タイト思ヒマス

(國務大臣早速整爾君登壇)
○國務大臣(早速整爾君) 亦問君ノ御尋ニ御答ヲ致シマス、亦問君ノ前段ニ於テ御進ニナリマシタ所ハ、屢、此議場ニ於テモ、或ハ豫算總會等ニ於テモ繰返サレタル、詰リ農林省ガ豫算ノ上ニ現レテ居ル所デハ農業ニ關スル經費ハ多ク計上シテ居ラヌ、斯ウ云フ點ニ付テ御批評、御意見ヲ承テ、デアリマスルガ、私ハ先日モ屢、斯ウ云フ御問ニ對シテハ答ヲシタコトガアッタノデアリマス、當局者ト致シマシテモ、農村ノ振興ヲ圖ル爲ニ、成ベク多額ノ經費ヲ支出スルコトヲ希望致シテ居リマス、併ナラ又國家ノ仕事ハ農業ノミニ止マルト云フ譯ニモ限ラヌ、色々財政上ノ都合モアルデアリマスカラシテ、唯、農業ノ爲ニ多額ノ費用ヲ計上スルコト云フコトハ、望ンデ得ベカラザル場合ガ多ク、デアリマス、其中ニモ農村振興ト云フコトニ關シテハ、十分ニ努力ヲシナケレバナラヌト云フコトハ、當局トシテハ無論考ヘテ居ルノデアリマスルカラ、出來得ルダケノ經費ハ計上シテ、色々ノ計畫ヲ立テ、居ル、昨年農村振興費ガ二百五十萬圓デアッタ、此計畫ニ對シテ本年度ハ更ニ七十二萬圓ノ増加ヲ示シタ、金額ガ少イト云フケレドモ、矢張農村振興費ノ増加ト云フコトハ御認メテハナケレバナラヌデアリマス、御批評ニナリタ點ハ、農産物ノ增收計畫ヲ立テナケレバナラヌデアリカト云フコト、私モソレニ付テハ御同感デアル、此故ニ農産物增收ノ計畫ト云フコトニ付テハ、矢張出來得ルダケノ計畫ハ立テアル、私ハ豫算ノ中ニ在ル産業獎勵費ヲ一々此所デ數ヘ舉ゲテ、亦問君ニ御話スル必要ハ無イデアアルカラ申上ゲヌノデアリマスケレドモ、出來得ルダケノコトヲ致シテ、官民一致ノ力ニ依テ、産業ノ發展ヲ圖ルト云フコトガ今日ノ急務デアル、唯、政府ガ金ヲ使ヒサレバ宜イト云フ譯ニモ行カナイ、國庫ノ經濟ト云フモノハ自ラ制限ノアルモノデモアリマス、産業ノ發展ヲ圖ル爲ニハ、政府ガ金ヲ使ヒサレバ宜イト云フ譯デハナイノデアッテ、國民モ亦奮發ヲシテ、政府ト協力ヲシテ行カナケレバナラヌ、産業ノ行政ハ即チ助長ヲ意味スルノデアリマス、金ノ高ハ使ヘバ宜イト云フ譯ニモ行カナイ、金ノ高ハ或ハ少イ場合デモ、少イ金ヲ有效ニ使テ、ソレヲシテ大ナル效果ヲ奏セシメル途ヲ考ヘナケレバナラヌ(拍手)如何ニモ御說ノ如ク耕地整理ニ關スル費用或ハ土地ノ開墾ニ關スル費用、用排水ノ改良ニ關スル費用ナド

モ、私ハ赤間君ト同ジク多額ノ費用ヲ支出スルコトガ出来レバ、之ヲ豫算ノ中ニ計上シタイト云フコトヲ希望スルノデアリマス、併ナガラ只今申シタヤウ事情デ、財政上ノ都合モアルカラ、唯、之ニ多額ノ經費ヲ計上スルコトハ出来ナカタクモ、土地ノ開墾ノ計畫モ、用排水改良ノ計畫モ、免二角在來ノ計畫ニ加ヘテ多少少シデモ其事業ヲ擴張スルコト云フ計畫ニハナシテ居ルノデアリマス、是デハ不十分ダ、尙ハ一層財政ニ餘裕アル場合ヲ以テ此金額ヲ殖シテ、多額ノ豫算ヲ計上シタイト云フコトハ、當局者モ赤間君ト同ジヤウニ希望ハ致シテ居ルノデアリマス、多少不十分ノ點ガアルニ致シテモ、出來得ルダケノコトハ當局者トシテモ力ヲ致シテ居ルト云フコトダケハ、御諒解ヲ願ハナクバナラヌ、尙ハ農具ノ問題ニ付テ御述ニナリ、肥料ノコトニ付テ御述ニナリマシタ、是モ前日來私ハ屢、此議場ニ於テモ繰越シテ居ル、農具ノ改良ヲ圖ル、或ハ肥料ノ改良ヲ圖ル、其價ヲ安クシテ農民ニ之ヲ供給スル途ヲ立テナクバナラヌト云フコトハ、無論當局者トシテ意ヲ居リマセヌ、何モシテ居ラヌデアリマス云フヤウナ御言葉モアツタノデアリマス云レドモ、當局者ハ矢張出來得ルダケノ計畫ヲ立テ、出來得ルダケノ施設ハ施シテ居ルノデアリマスカラ、今是等ノ問題ニ付テ經費ノ多寡ヲ私ハ此席ニ於テ爭ハウトハシナイノデアリマスケレドモ、當局者ト致シテハ、ソレ等ノ點ニ付テ相當ノ計畫ヲ立テツ、アル、而シテ農村問題ニ付テハ十分ノ努力ヲシテ、赤間君ノ御希望ト同ジク、一般ノ農産物ノ増收ノ計畫ヲ全ウスルコト云フコトニ付テハ、飽迄モ努力ヲ致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、金融ノ事ニ付テハ御尋デアツタノデアリマス、是モ矢張此議場ニ於テ數回論ゼラレタノデアリマス、私ハ農村ノ金融ノ便ヲ圖ルコト云フコトニ付テハ、矢張リ赤間君ト同ジクシテ居ル、金融ノ利便ヲ圖ルコト云フコトニシナケレバ、農業政策ヲ行フ上ニ於テ完全ノ期スルコトハ出来ナイノデアリマス、此故ニ勸業銀行ガイケナイトカ、農工銀行ガ十分ノ働キナイトカ云フ說モアリマス云レドモ、併ニ是等ノ機關ヲシテ、一般農村ノ爲ニ其機能ヲ發揮セシムベシ、十分ノ努力ヲシナケレバナラヌト同時ニ、御説

ノ如ク信用組合、此信用組合ノ發達ヲ圖ルト云フコトニ付テハ、私ハ過日産業組合ノコトニ付テ此議場デ申シタコトガアリマス、當局ト致シマシテハ此信用組合ノ發展ヲ圖ルコト云フコトニ付テハ、十分ノ努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、隨テ中央金庫御話モアツタノデアリマス、從來産業組合中央金庫ノ働キ尙ホ鈍イ、今一層農村ノ爲ニ其活動振ヲ發揮シナケレバナラヌト云フコトハ屢、赤間君ト同ジヤウニシテ居ル、今日ノ制度ノ上カラ申スト、中央金庫モ或ハ長期ノ年賦償還ノ貸付ヲスルナント云フコトハ、出來ナイコトニナリテ居ルノデアリマス、併シテ之ヲ外ニシテモ中央金庫ノ活動、即チ農村ノ爲ニ金融ノ便ヲ圖ルト云フコトニ付テハ、中央金庫ヲシテ一般ノ機能ヲ發揮セシムル途ハナイコトハナイト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、政府當局ト致シマシテハ、此中央金庫ガ我ガ農村ノ爲ニ今一段ノ活動ヲ期スルヤウニ努メタイト考ヘテ居ルノデアリマス、其他ノ事ハ或ハ大藏當局カラ答ガアルカモ知レヌノデアリマスガ、私ハ先ヅ簡單ニ是ダケノ事ヲ申上ゲテ置クノデアリマス、ソレカラ此農業倉庫業法案ニ付テ御尋デアリマス、第一ニハ副業品ヲ農業倉庫ニ寄託セシムルコト云フ途ヲ開カケレバイカスデハナイカト云フ御意見デアツテ、一應御允デアルノデアリマスケレドモ、此副業品ヲ主トシテ農業倉庫ニ受託スルコト云フコトハ、本來ノ農業倉庫ノ機能ヲ薄カラシメルト云フ虞アル爲ニ、主トシテ農業倉庫ニハ副業品ヲ受託スルコト云フコトハ先ヅ致シテ居ラヌノデアリマス、主産物ニ副ヘテ、所謂副産物ヲ保管スルコト云フコトハ出來得ル途ガ開ケテ居ルノデアリマスケレドモ、唯、副業品カラ生ズル品物ヲ餘計ニ預カルト云フコトニナリマスレバ、主産物ノ方ニ對スル機能ト云フモノガ薄ラハレテ來ル、斯ウ云フコトニ爲シ今日マデハ此副業品ト云フ途ハ開イテナイノデアリマス、併シスウ云フ問題ニ付キマシテモ今デハ米ヲ主トシテ扱テ居ル、爾ヲ主トシテ扱テ居ル、副トシテハ副業品ノ品モ扱テ居ルケレドモ、一方ノ主産物ヲ受託スルコト云フ働キノ上ニ害ノ無イ限リハ、或ハ此副業品ノ品ヲ副トシテ扱フト云フコトハ、差支ハナイト思フノデアリマス、此程度ニ致シテ置キマセバ、所謂主産物ノ方ヲ保

管ヲスルコト云フ、其機能ニ害ヲ與ヘルト云フコトヲ防グコトガ出来ナイデアラウト思フノデアリマス、此間ノ調和ハ十分ニ保テ行カケレバナラヌト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ登録稅ノ御話ガアツタノデアリマス、御説ハ御允デアルマス、今回ノ稅制整理ニ於キマシテ、政府ハ此登録稅ヲ少シモ改正ヲスルコトヲシナイデ、即チ第二期ノ整理、來年度ニ於テハ此登録稅ヲ全體ニ於テ改正ヲスルコト云フ意見ヲ持テ居ル、是ハ大藏省ノ當局者カラ御答ガアルカハ知ラヌノデアリマス、ソレ故ニ登録稅ノ點ニ於テハ色々改正ヲシナケレバナラヌ事柄ガ澤山ニアルノデアリマスケレドモ、是ハ本年ハ稅制整理ノ中カラ除カレテ、來年度ニ於テ此登録稅ノ全體ニ付テ改正ヲ加ヘルト云フ意思ノ下ニ、農業倉庫ニ關スル此登録稅ノ如キモ先ヅ一箇年ノ後ヲ待ツト云フ登録稅ノ相成テ居ルノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒタイ、ソレカラ農業倉庫ノ此保管ノ關係ニ對シテ、組合員外ニモ及バナケレバ其效ガ薄イデアリマスカラ、主トシテハ無論組合員ニ限ラナケレバナラヌノガ原則デアル、ソレハ原則デアリマス云レドモ、組合員外ニモ及ブコトガ出來ルヤウナ途ハ開イテアルノデアリマス、此法案ヲ御覽下サレバ其點ハ御分リナルデアラウト思フノデアリマス、大體是ダケ御致シテ置キマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 武内政府委員 ○政府委員(武内作平君) 農村ノ金融ニ對シテ政府ガ考慮致シテ居リマス云コトハ、先刻、土井君ニ對シテ御答ヲ致シマシタ通りデアリマス、更ニ赤間君ヨリ農業銀行法ヲ制定スル意思ハナイカ、現在ノ農業銀行ヲ農業專門ノ銀行ト爲ス意思ハナイカ、斯ウ云フ御尋デアリマシタガ、現在ノ所ニ於キマシテハ、政府ハ左様ナ意思ヲ持テ居ラナイノデアリマス、御承知ノ通り此農業銀行ニ於キマシテ、近來ハ工場其他各方面ヘ貸出ヲ致シマス云レドモ、是ニハ相當ノ制限ガ付シテアルマシタ、矢張主トシテ農村ノ農業方面ヘ貸出スルコトニ無論ナッテ居ルノデアリマス、而シテ此農工銀行ノ現在ノ資本ノ狀況ガドウデアアルコト申シマスレドモ、今表ハ持ッテ居リマセヌケレドモ、農工銀行ノ發行債券ニハマダ絆々トシテ餘格ガアルノデアリマス、デアリマスルカラシテ新ニ銀行ヲ設ケズトモ、又現在ノ工業其他ノ方面ヘ貸出ヲシテ居ルノヲ制限セズトモ、十分働ク餘地ハアルト思フノデアリマス、唯、各方面カラ御非難ガアリ、御不平ガアルノ、各、詰リ運用宜シキヲ得ヌ、或ハ貸付ノ手續等其宜シキヲ得ヌカラ都合好クソレガ參ラヌト思フノデアリマス、デアリマスルカラシテ、サウ云フ點ヲ十分改善ヲ致シマスルナラバ、ソレニ依ッテ御期待ニ適フコトガ出來ラウト思フノデアリマス、現在ニ於キマシテハ農業銀行法ヲ制定スル趣意、又農工銀行ヲ專門ノ農業銀行ニスルコト云フヤウナ考ハ、政府ニ於テハ持ッテ居ラヌノデアリマス

○赤間嘉之吉君登壇 ○亦問嘉之吉君登壇 只今農林大臣ノ御答ノ中ニ、農業ノ副業ニ依ッテ生産シ得タルモノヲ農業倉庫ニ保管スル、此途ヲ開カケレバナラヌト云フコトニ對シテ、主トシテ副業品ト云フコトニ私ガ御尋シタカノヤウニ御答デゴザイマシタケレドモ、私ハ矢張農業倉庫ハ農業ノ主産物ヲ入ル、ノガ主タル目的デアルケレドモ、併セテ副業ニ依ッテ生産シ得タルモノ、ト云フコトヲ御尋シタノデアリマス、更ニ此金融機關ノ問題デ、今武内大藏政務次官カラ御答ヲ得マシタガ、成程農工銀行ノ貸出ニ付テハ、政府ノ方カラモ多少ノ制限ハ設ケテゴザイマセウガ、現在ニ於テ十分デアル所モアルカモ知レマセヌケレドモ、地方ニ依ッテハ甚ダ不十分デアル、是ハ全國的ニ見マシテ十分ニ行ッテ居ル所モアレバ、甚ダ不十分ナ所モアルト思ヒマス、之ヲモウ少シ全國的ニ、農村ノ金融ヲ圓滑ニスル途ヲ開カケレバナラヌト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、之ニ對スル政府ノ御計畫、御考ハドウデアアルカト云フコトヲ御尋シタイト思ヒマス、更ニ此産業組合中央金庫ノ資金ガ今日デハマウ少シ本當ノ機能ヲ發揮シ得ルヤウニ、資金ヲ充實サセナケレバナラヌト思ヒマスガ、之ニ對スル政府ノ御方策ハ如何デアリマスカ、更ニ一面ニハ此農村振興ノ方面カラ、低利資金ヲモウ少シ農村ノ方面ニ運用スル途ヲ開カケレバナラヌト考ヘマスガ、現在ニ於ケル低利資金ノ運用ハ、是ハ委員會等ニ於テモ或ハ質問ガアツタカモ知レマセヌト思ヒマス云レドモ、モウ少シ此低利資金ヲ農

〔國務大臣早速整爾君登壇〕

〔赤間嘉之吉君登壇〕

林省ノ方デハドウ云フ計畫ヲスル、或ハ耕

〔國務大臣早速整爾君登壇〕

議長（小泉又次郎）

「合」云々トアリマ

デ居ルガ、若モ當業者ガ政府ニ向シテ如何

〔國務大臣早速整爾君登壇〕

ト云フコトニ付テハ、地方ノ状態ニ能ク照

シ合セテ、深ク研究ヲシタ以上デナケレバ、其是非ヲ決定スル譯ニ行カヌノデアリマス、唯政府ガ是ナラバ宜カラウト云フ指定ヲスルト云フコトニ付テハ、多少考モノデアル、唯政府ガ相當ニ注意ヲ拂ヒ申シテ置クノデアリマス、ソレカラ第二ニ養蠶組合ノ御尋デアルガ、養蠶組合ヲ法律上認メルカ否ヤト云フコトハ、是カラ後ノ將來ノ問題デアル、未ダ今日デハ法律上ノ組合デハナイノデアル、法律上ノ組合ニ非ザルモノニ、直ニ農業倉庫ヲ營マシムルコトハ、今日ハマダ其場合デナイト考ヘテ居リマス

○副議長(小泉又次郎君) 加藤知正君——高橋君、此後ニ願ヒマス

(加藤知正君登壇)

○加藤知正君 農村振興ノ一助トシテ六十萬幾ノ費用ヲ投ジテ、此乾餾賣買ヲ御獎勵ニナル、是ハ海ニ結構ノ事デアリマス、又農業倉庫ノ内ニ乾餾ヲ貯藏スルコトヲ御獎勵ニナルト云フコトハ、吾々當業者ノ雙手ヲ舉ゲテ賛成スル所デアリマスガ、併ナガラ乾餾器ト云フモノガ今日デハ種々多クニ別レテ居リマシテ、當業者ハ眞ニ其選擇ニ苦ンデ居ル、大臣ハ定メシ御承知デアリマセウガ、不良ナル所ノ乾餾器ヲ賣付テラレテ、ソレガ爲ニ火災ヲ起ス者モアリ、或ハ完全ナル乾餾ガ出来ナイ爲ニ、餾質ヲ傷ムルモノモ尠クナイノデアル、折角六十萬幾ノ國費ヲ投ジテ是等ヲ御獎勵ニナリマシテモ、若シ此乾餾器其物ニ付テハ御獎勵其宜シキヲ得ナカッタラバ、恰モ佛ヲ作テ眼ヲ明ケナイト同様デアルト云フコトハ、大臣モ恐ラク是ハ御承知デアラシテ、今日ニ於テ私ハ何ガ急務デアラカト云ヒマスルト乾餾器ト云フモノニ對シテ蠶業試驗場ナリ、其他ノ機關ヲシテ實驗研究セシムルコトガ焦眉ノ急デアルト考ヘルノデアリマス、今迄出来テ居ラヌモノハ已ムヲ得マセヌケレドモ、蠶業試驗場ヲシテ速ニ乾餾器ノ調査研究ヲ爲サシムルト云フ御考ハナイノデアラカト云フコトヲ、此際御尋シタイノデアリマス、デアリマスカラウ斯ウ云フヤウナ法案ヲ御提出ナサル以上ニ於キマシテハ、是等ノ費用ハ追加豫算トシテ御出シタルノガ私ハ相當デナイカト考ヘルノデアリマス、サウ云フコトヲセズシテ、徒ニ法

律ノミヲ拵ヘタ所ガ、私ハ有終ノ美ヲ濟スコトハ出来ナイト考ヘル、此點ニ付テ私ハ農林大臣ノ十分ナル御考慮ヲ煩スト共ニ、其御考ガアルカナイカト云フコトヲ此席上ニ於テ御辯明ヲ願ヒタイノデアリマス

(國務大臣早達整頓君登壇)

○國務大臣(早達整頓君) 今回提出致シマシタル此改正案ガ主トシテ或ハ餾倉庫、或ハ乾餾ノ問題ニ關シテ便利ヲ與ヘル、是ガ計畫ヲスルト云フ目的ガ此改正案ニ主トシテ加ハシテ居ルノデアリマス、此點ニ於テハ今加藤君ガ御心配ニナル點ハ無イノデシタ通りデアリマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 高橋熊次郎君——(高橋熊次郎君登壇)

○高橋熊次郎君 同僚ヨリ種々有益ナル質問ガアリマシタガ、本案ハ農村振興ニ關スル重大ナル案件デアリマスルカラ、吾々ハ慎重ニ審議ヲ致サシムル相成ラヌ、斯様ニ考ヘテ居リマス(拍手)左様デアリマスガ故ニ、苟モ吾々ハ此案ヲ審議スル上ニ必要ナル豫備知識ト云フモノヲ、十分ニ備ヘテ居ナケレバ相成ラヌト斯様ニ考ヘルノデアリマス、此意味ニ於テ私ハ數十分ノ時間ヲ借用致シテ、質問ヲ致シタイと思フノデアリマス、只今同僚加藤君ノ質問ニ對シテ徹底ナル御答辯ガアルカト云フコトハ、今日養蠶業ノ發達ヲ國民全部希望シ、外國貿易ノ大宗デアル所ノ此生絲貿易、其根本ノ餾ヲ如何ニシテ處置スルカト云フコトハ、朝野ヲ舉ゲテノ大問題デアルト思フノデアリマス(拍手)此農業倉庫ヲ活スト云フコトニハ、此方面ニ於テ徹底的ノ施設ガナカルベカラズト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリマス、然ルニ拘ラズ、只今加藤君ヨリ質問ノアリマシタ如ク、種々難多ナル所ノ乾餾器ガアル、之ヲ用キテ吾々ハ非常ニ迷惑ヲシタ實例ガアルノデアリマス、我ガ山形縣ニ於テハ數年以前ヨリ致シテ、是ノ徹底ニカメテ居リマシタ、而シテ縣費ニ十數万圓ヲ使テ縣下十九箇所ニ餾市場ヲ拵ヘ、之ニ乾餾所ヲ施設セシメタルノデアリマス、然ルニ拘ラズ、當業者ノ好ム所ガ區々デアッタリ、或ハ政府ノ意見ガ區々デアッタリ、甲ノ土地ト乙ノ土地デハ別々ノ乾餾器ヲ用キテ居ルノデアリマス、而シテ縣ノ技術員モ、西ニ行キ東ニ行キ、或ハ故郷ガアリ、或ハ火力ノ程度ガ違フテ居ル、或ハ製絲家ノ方(持

テ行クト、乾燥ガ仕過ギテ居ル、此方デハ乾燥ガ足ラナイト云フヤウナ、色々ノ問題ガアルノデアリマス、左様デアリマスカラ、此問題ハ決シテ吾々素人ナリリ雖モ(高橋)ニ何ガ分ルカト呼フ者アリ)大ニ論議ヲ凝ラシテ、政府ノ徹底シタル意見ヲ承テ置カシメバ相成ラヌト思フ(拍手)

然ルニ拘ラズ其邊カラ、高橋ハ何ガ分ルナント云フコトハ餘計ナ御世話ト吾々ハ考ヘル(拍手)分ラナケレバ分ルマデ、吾々ハ間質サナケレバナラヌデヤナリ、是ハ議員ノ大ナル責任デアリ、義務デアリノデアリマス、而シテ單リ乾燥器ノ優劣バカリデアリマセヌ、乾燥ハ如何ナル程度ニ於テ之ヲヤツカト云フコトハ、是ハ大ナル問題デア

ル、或ハ七分乾ト云フテ、七分デケ水分ヲ取ツタ方ガ宜イトカ、或ハ製絲家ハサウデヤナイ、半乾ト云フテ五分デケノ水分ヲ殘シテ置カシメバ、解舒ガ惡イカドウトカ云フヤウナ、製絲家ノ苦情ガ出ルノデアリマス、此等ノ細密ナルコトヲ調査研究スルト云フコトハ、此蠶業ニ於テ試驗上ノ重大ナル問題デアル、此事ヲ等閑ニ付シテ居ルコトハ何事デアラカト、吾々ハ壇上ニ叶ハナケレバナラヌノデアリマス(拍手)是等ノ問題ニ付テ、聊モ徹底シタル答辯ヲ得ナイト云フコトハ、吾々ハ豫算總會ニ於テ是モ問キマシタケレドモ、一向政府委員ノ答辯ハ徹底シテ居ナイ、ソレデアラカラ此機會ニ於テ(頭ガ惡イノダ)ト呼フ者アリ)頭ガ惡クシテバ頭ガ惡イ通り、丁寧懇切ニ説明シナケレバナラヌト吾々ハ考ヘテ居ルノデアル(拍手)而シテ大藏當局ニ伺フノデアリマスケレド、是等ノ餾ヲ乾燥シテ、而シテ之ヲ倉庫ニ入レルト云フ金融機關ガ洵ニ不備デアルノデアリマス、或ハ農工銀行ノ資金ガ充實ヲ缺イテ居ルト云フ、先程ノ質問ニ對シテ、農工債券ノ資金ニ於テ十分ニ餘力ガアルト云フヤウナコトヲ言フテ居ル、餘力ハアリマセウガ、只今ノ農工銀行ノ貸付ナドハ、農家ニ於テ其資金ヲ借ルコトノ出来ナイヤウナ、無理ナル條件ヲ備ヘテ居ルノデアル、例ヘバ田地ニ致シマシテモ、百五十圓以下ハ一反歩ニ對シテ貸付ヲ致サヌ、今日如何ナル農村ニ於キマシテモ、一反歩ニ付テ百五十圓以內ノ金ナンドモ借りテ、而シテ是デ満足ノ出来ルヤウナ處ハ何處ニ在ルカ、其手續モ實地調査トカ、或ハ旅費ヲ負擔セシムルト

カ、或ハ少シ位茶屋酒デモ飲マセナケレバ一向動カヌト云フ有様デアリマス(拍手)今日議會ニ於テ、待合政治ガ問題ニナツテ居リマスケレドモ、ソレヲ見做ツカ何カ知ラヌケレドモ、農村ニ於テハ斯ウ云フコトハ非常ニ行ハレテ居ルノデアリマス(拍手)吾々頗ル之ヲ遺憾トシテ居ルノデアル、ソレデアツテ、一向農村ノ金融ト云フモノハ充實ヲ缺イテ居ルノデアル、而シテ農工銀行モ、勸業銀行モ、其通りデアル、ソレデアラカラ普通銀行カ、商業銀行カ、此方面ニ於テ是非放資ヲシナケレバナラヌト云フ事ニ相成ル、而シテ其方面ニ參リマストドウ云フコト云フト、政府ノ役人、大藏省ノ役人ナドガ出張ナサレテ、ドウ云フコトヲスルカト云フト、農村ニ餘リ放資シテハイカヌ、ソレハ固定ヲスル、斯ウ言フテ御小言ヲ頂戴スルノデアル、御前ノ所ノ貸付ノ十分ノ一ハ農村ニ固定スル、サウシテ土地ニ貸出ヲスルノデアリナリカ、土地ニ無暗ニ資金ヲ固定スルト云フコトハ宜シクナイカラ、是ハ速ニ返金ヲ迫レルナント云フテ、農村ニ大恐慌ヲ起サセル、私ノ關係シテ居ル銀行ナドハ、ソナナ目ニ遺テ居ルカラ、是ハ實地ノ上デヤツテ居ルノデ、卓子論デハナイノデアル(拍手)ソコハ多少違フノデアラカラ、御辛勞シテ聽イデ貰ヒタイノデアル、斯ウ云フヤウナ調子デ、農村ノ金融ハ洵ニ窮迫ヲ告ゲテ居ル、吾々ハ農村振興ノ資金、農村産業ノ資金ナリトシテ、政府ニソレレ、資金ヲ要望致ス、政府ハ何ト云フカト云フト、無イ袖ハ振ラレナイト何時モ言フテ居ル、吾々ガ要望スル地方資金ノ約二百萬、サウシテソレニ付テ幾ラ貸付ケタカト云フト、誰カ三階カラ眼藥トカ、二階カラ眼藥トカ言フタガ、事實ハソレ以上デアル、ソレコソ顯微鏡ヲ探サナケレバ分ラヌヤウナ數字デハナイカ、斯ナ事ヲシテ農村ノ振興ガ何所ニ出来ルカ、此頃唯、徒ニ僅ナル所ノ地租ノ輕減デアルトカ、或ハ何ダトカ振興ガ出来ルナント云フコトヲ、大藏省ノ御當局モ、農林省ノ御當局モ、サウ云フ御考デアラカドウカト云フコトヲ、此機會ニ於テモウ一度伺フテ置カシメバナラヌ、税制ノ整理ナドト云フコトハ消極的ノ事デアリ、吾々ハ負擔ヲ幾分か輕減シテ貴タナント云フノデ、是デ農村ノ活動ガドシウテ出来ルカ、吾々ハ斯ル

カ、畜産業ニ付テ何等施ス所ガナイト云フコトヲ縷々御述ニナシタノデアリマス、併シ左様デハナイ、議會ニ提出セラレタル豫算ノ中ニモ現ハレテ居ル提リデアリマシテ、當局者ト致シマシテ畜産ノ事業ニ對シテハ相當ノ施設ヲ爲シテ居ル、農村振興費ノ中ニ於キマシテモ、或ハ共同施設ノ獎勵ヲ致シテ居ル、畜力ノ利用ノ途ヲ開イテ居ル、斯ウ云フヤウナ問題ニ加ヘテ畜産物ノ販賣ノ斡旋ヲスル事業ニモ、相當ノ施設ヲスルト云フヤウニナシテ居ルノハ、御覽ノ通りデアルノデアリマシテ、是ハ唯、農村振興費ノ中ノ一部分ヲ申シタノデアルガ、畜産事業ニ對シテ何等施ス所ガナイト言ハレルノハ、私ハ豫算ノ上ニ就テ御覽下サレバ能ク御分リ下サルコト、信ズルノデアリマスツレカラ其次ニハ郡農會ハドウスルト云フ御託デアッタ、郡農會ハ依然トシテ存置セシメル積リデ居ルノデアリマス、併シ農業倉庫ノ經營ノ主宰ハ從來ハ郡農會モ之ヲ經營ヲ致シテ居ッタノデアル、將來ニ於キマシテハ新シキ經營ハ郡農會ニハヤラサナイ、斯ウ云フ方針デ居ルノデアリマス、是ハ全ク高橋君ガ御述ニナシタヤウナ事情アルガ爲デアル、ツレカラ其次ニ御尋ノ農具ニ對シテノコトデアリマスガ、是ハ前刻モ私中述ベマシタ如ク、當局ト致シマシテハ農具ノ改良ヲ圖ルト同時ニ、相當此選擇ノ上ニ付テモ注意ヲ拂シテ居ル、農業試驗場ガ此農具ノコトニ付テ非常ナル研究ヲ遂ゲテ居ルト云フコトハ事實デアルノデアリマシテ、此問題ニ付テ全然放任シテ居ルモノデナイト云フコトダケハ、能ク御諒解ヲ願ヒタイノデアリマス、ツレカラ農村ノ労働者ノコトニ付テノ御尋デアッタノデアリマス、是ハ所謂農村ノ事業ヲ振興セシメル所以デ、其所以ニ依テ此労働者ノ間ノ調和ヲ圖ルノ即チ是ガ農村振興ヲ圖ル所以ノ途デアルノデアリマス、或ハ事實ニ就テ申セバ副業ノ獎勵ヲスルト云フガ如キモ、御説ニアラヤウナ労働ノ調節ヲ圖ルト云フコトニ付テハ、最も必要ナル施設デアラウト考ヘテ居ルノデアリマス、先ヅ大體ハ是デ私ノ御答ハ濟ンダト思ヒマス（拍手）

（高橋熊次郎君登壇）

○高橋熊次郎君 只今農林大臣ヨリ御深切ト申上ダタイガ、私ハ誠ニ遠クノ方ニ居ンタ所ヘ以テ來テ、與黨、准與黨ノ諸君ガ多少發言サレタモノデアリマスカラ、能ク分ラ

要スベキ金が約一千八百萬圓ニ達シテ居ル
御融通サレテ居ルヤクニ承シテ居リマス
未解決ニ在ルト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリ
マス、而シテ全國ニアル耕地等ハ三百萬町
歩モアルダラウケレドモ、其中完全ナ部分
ガ幾ラアル、水掛ノ惡イト云フヤウノモノ
ガ五十何萬町モアル、或ハ排水ノ惡イト云
フモノハ之ニ匹敵スルヤウニアル、三年ニ
一遍、五年ニ一遍、水ヲ被ブルト云フヤウ
ナ田地ハ、五十萬町モアル、左様ニシテ此
耕地整理組合ト云フモノハ、全國ニ百六十
幾ツト云フ行詰リ生ジ、之ヲ徹底ノ救済
ヲ致サナケレバ、後カラ後カラ如何ニ耕地
整理ナドヲ行ヤテ見タ所ガ先ノモノハ順序
ニ滅亡シテ行、タリ、潰レテ行、タリシテ何
等其效果ト云フモノハ果デリ得ナリと思フ
ノデアリマス、左様デアリマスカラ、斯カ
ル重要ナル法案ニ付テ論議スル時分ニハ、
是等ノコトニ付テ、徹底シタル政府ノ
御方針ヲ承ラヌト云フト、吾々ハ審議ヲ進
メル譯ニハ答ヘカヌノデアリマス、ドウカ御
懇切ナル答辯ヲ煩ハスノデアリマス、此點
ニ付テハ、大藏御當局ヨリモ御答辯ヲ御願
ヒ致シマス

〔國務大臣早速整爾君登壇〕
○國務大臣〔早速整爾君〕 畜産ノコトニ付
テ更ニ御意見ヲ伺、タノデアリマス、私
ハ政府ガ計畫シテ居ル畜産ノ施設ニ關シ
マシテハ、前刻ノ御答ヲ以テ十分ナリと思
ジテ居ルノデアリマス、政府ハ決シテ畜産
ノ事業ニ對シテ、放任ノ主義ヲ執、テ居ラ
ヌト云フコトダケノ御諒ヲ願ヒタイ、ソ
レカラ、農具等ノ知識ヲ普及セシムルニハ、
何等盡ス所ガナイト云フヤウナ風ニ御述
シタルト云フコトニ付キマシテハ、政府ハ相
當ニ宣傳ニ力ヲ盡シテ居ル（發言スル者多
シ）

○副議長（小泉又次郎君） 靜肅ニ願ヒマス
○國務大臣〔早速整爾君〕（續） 或ハ地方ノ
團體、農會ノ如キモノハソレニ付テハ十分
ノ努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、政府
ハサウ云フモノニ向ヒマシテハ、一般ニ知
識ヲ普及セシムベク力ヲ致シテ居ルト云フ
コトハ、矢張御諒解ヲ願ヒタイノデアリマ
ス、運送機關ノ完備ヲ圖ラナケレバナラヌ
ト云フコトニ付キマシテハ、各種ノ交通機

關ノ整理ヲ圖ルト云フ點ニ於テ、私ハ御同
感デアアル、是ハ當局者トシテモ盡サナケレ
バナラヌと思フノデアリマス、更ニ耕地整
理ニ付テ御諒解ヲ得、是ハ前刻私ガ申シマ
シタル如ク、澤山ナ金ヲ使ヘバ耕地ノ整理ト
云フコトヲ、僅ニ短時日ノ間ニ行、テシマ
フコトガ或ハ出來ルカモ知レナイノデアル
ケレドモ、今日ノ財政經濟ノ狀態カラ申セ
バ、左様ニ急激ニ此耕地ノ整理ヲ成功シ得
ベキ澤山ノ金ヲ費ス、ト云フコトハ事情ガ
許サヌノデアリマス、是ハ矢張事情ノ許サ
ズ、漸次ニ其歩ヲ進メルト云フコトノ外
ニハ途ガナイ、政府ハ左様ノ方針ヲ進シ
行ク積リデアリマス、是ハ左様御諒解ヲ願
ヒタイ

〔高橋熊次郎君登壇〕
○高橋熊次郎君 我ハ只今農林大臣ヨリ御
答辯ヲ承リマス、洵ニ其御用意ノ足リナ
イト云フコトニ付テ、落膽ヲ致シテ居ル一
人デアアルノデアリマス、定メシ斯カル御宣
明ヲ三千萬ノ農民ハ之ヲ耳ニ致シタナラ
バ、洵ニ悲シムダラウト思フノデアリマス
（拍手）吾々ハ只今マデ何、タコトデ、是デ此
儘ニ私が引下、タナラバ、定メシ農民ハ憤
慨スルデアラウト私ハ思フ、左様デアルトモ
ラ恐ラク是ハ農林大臣ノ、殊ニ早速氏トモ
言ハレル立憲政治家ガ、斯カル不用意ナコ
トデハナカラウト思ヒマス、更ニ私ハ
詳細ノ御答辯ヲ一、二點ニ付テ御願ヲ致シ
タル、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、早
速大臣ハ、只今一時ニ金ヲ澤山出サナケレ
バ、耕地整理ナリ、或ハ區劃整理ナリ、或
ハ交通機關ナリノ整備ガ出來ヌ、斯様ニ申
サル、ノデアリマス、ケレドモ、吾々ハ一、二政
府ノ金デハカリヤレトス云フノデアリマス
ノデアリマス、地方團體デモ、個人デモ、
ソレ等ノ仕事ヲ行ヤリタイと思フノデアルカ
ラシテ、之ニ對シテ相當ノ援助ヲヤルト云
フヤウナコトハ、即チ國家ノ施設ニ俟ツベ
キモノガ多クアルダラウト、吾々ハ思フノ
デアル、政府ハヤラナイイカ、個人ニモ、
或ハ地方團體ニモヤラナイイカ、ナイト云フ
ノガ、今日内閣ノ執ル方針デハナイト云フ
是ガ消極政策ト世間カラ疑ハレテ居ルモノ
デヤナイイカ、ソレデアリカラシテ、自分ハ
ヤラナカタナラバ、人民ガヤリ宜イヤウ
ニ、地方團體ガヤリ宜イヤウニ、國家ノ施
設ヲ致スト云フコトハ、最も深切ナルヤリ
方デナケレバナラヌト吾々ハ考ヘテ居ル、

而シテ是等ノ關係ニ於キマシテ、政府ノ御
答辯ト云フモノハ、誠ニ徹底ヲ缺イテ居ル
ノデアリマス、モウシク御深切ニ御
答辯ヲ煩ヒタイノデアル、而シテ只今御答
辯ノ中ニ、農會ノ改正ノコトニハ一向觸レ
居ラヌノデアル、是ハ將來郡役所ガ廢止ニ
ナタレタニ於テハ、此郡農會並ニ其上級ノ
縣農會ト云フモノヲ、ヨリ力強ク致サナケ
レバ、到底此農政上ニ於テ、今迄郡役所ガ
ヤレテ居、タヤウナ、統一シタル所ノ行政ト
云フモノハ出來ナイト私ハ考ヘテ居ル、行
政ト云フモノハ、名ハ恐ウゴザイマセウケ
レドモ、今迄郡役所ガ執、テ居、タヤウナ施設
ハ、到底出來得ナイト云フコトヲ吾々ハ憂
ヘテ居ルノデアル、左様デアリマス、カラシ
テ、ソレ等ノ事ヲ十分オヤリニナラナケレ
バ、此法案ノ目的デアアル所ノ農業會庫ノ目
的ヲ達成シ、農村ノ振興ヲ圖ルト云フコト
ハ不十分デアル、即チ是ト農會ト云フヤウ
ナモノハ、農會ノ改善ト云フモノハ、是ハ
車ノ兩輪ノヤウナモノデアルト私ハ考ヘル
ノデアル、ソレニ對シテ農林大臣ハ、將來
農會法ヲ改正ヲ致シテ、私ノ以上述べマシ
タル如クニ、此農會ノ根柢ヲ鞏固ニ致セ
タラフコトニ付テ、如何ナル經緯抱負ヲ有セ
ラル、カト云フコトヲ、重ネテ明快ナル御
答辯ヲ煩ヒタイノデアル（拍手）而シテ其他
ニ於キマシテモ農林大臣ハ單リ物的方面デ
ナクシテ、農村ノ精神ト云フヤウナモノ、
或ハ農村ノ身體ト云フモノヲ如何ニスル、
ト云フコトニ付テ、相當ナル御經緯ヲ持、テ
居ラレナケレバナラヌト私ハ考ヘテ居ル
デアリマス（拍手）當ニ口ニ農村ノ振興ヲ唱
ヘ、農民ノ救済ヲ叫ンデ、其施設ト云フモ
ノハ之ヲ證明スルモノハ何等ナイデハナイ
イカ、私ハ斯ノ如キ不徹底ナル所ノ農村振興
策ヲ、農民ハ誰一人之ヲ歡迎スルモノ少シ
キコトヲ悲ムノデアル、ドウカモウ少シ農
民ノ實生活ニ交渉ノアルヤウナ徹底シタル
所ノ施設ヲ要望スルノデアリマス、ケレド
モ、私ハ餘リ時間ガ長クナリマス、カラ以
上ノ二點ニ止メテ、私ノ質問ハ大體ニ於テ打
切り向ホ不徹底デアルト又重ネテ此壇ヲ汚
スカモ知レマセヌカラ、成ベク詳細ニ深切
ナル御答辯ヲ御願ヒシ、更ニ先程大藏當局
ニ御願シタ答辯ヲ一、二此場合ニ御伺ヒ致シ
タイ、斯様ニ考ヘテ此壇ヲ降ル次第デアリ
マス

○副議長（小泉又次郎君） 早速農林大臣
〔國務大臣早速整爾君登壇〕
○國務大臣〔早速整爾君〕 第一ノ點ノ耕地
整理ニ付キマシテ、政府ガ唯、金ヲ使フト
云フコトガ出來ナケレバ、民間ノ方デ仕事
ヲスルト云フノ妨ゲナナイヤウニシナケレ
バナラヌデアリナイイカト云フ御意見デア
ト思フ、勿論此耕地整理等ノ仕事ニ付キマ
シテハ、官ト民ガ一致シテ其仕事ヲ進メナ
ケレバナラヌ、耕地整理ヲスルノ民間ノ
者ガスルノデアル、政府ハ唯、之ヲ助成ス
ルニ止マルノデアリマス、コ、デ金ヲ餘計
出セバソレガ餘計連テ順序ニナルデア
ル、民間ノ農民ガ耕地整理ヲスルコトニ妨ゲ
ナラヌヤウニ、助長シテ行カナケレバナ
ヌト云フコトハ勿論デアアルノデアリマス、
唯、私が申シタノ如ク、如何ニモ金ガ少イ
ト云フ御諒解デア、タカラ、金ガ少イノハ私
益、辯ズルト云フ意味ニ於テ、斯ウ云フ事
業ハ段々ニ伸バシテ行カナケレバナラヌト
云フ考デ居ルト云フ御答ヲシタルニ止マル
ノデアリマス、ソレカラ現在ノ郡農會ヲ
ウスルコトヲ御尋デシタル、是ハ存置シ
ヤウト云フコトヲ御答シタルノデアル、農
會庫トノ關係ハ、實ハ從來郡農會ガ此農業
會庫ヲ經營スルト云フコトヲ認メテ居、タ
是カラ新ニ郡農會ガ農業會庫ヲ經營スル
ト云フコトハ之ヲ認メナイコトニシタ、斯
ウ云フ御答ヲ農會ト云フモノ、ソレデアリ
マス、カラシテ郡農會ト云フモノ、關係ニ付
テハ、左マデ農業會庫ガ困ルト云フコトハ
ナイ、從來ニ於キマシテモ郡農會ガ經營ヲ
シテ居ル農業會庫ハ、其數ハ頗ル少イノデア
ル、況ヤ今日以後ハ郡農會ノ新ナル經營
ハ之ヲ認メナイコトニ致スルノデアリマス
カラ、此大切ナル農業會庫ハ郡農會ノ爲ニ累
ヲ受ケルコトハナイノデアラウト信ズル
デアリマス（拍手）

○副議長（小泉又次郎君） 是ニテ本案ニ對
スル質疑ハ終了致シマシタ
〔高橋熊次郎君呼〕
○副議長（小泉又次郎君） 高橋君何デス
カ
〔發言者多ク議場騒然〕
○副議長（小泉又次郎君） 靜肅ニ願ヒマ
ス——高橋君何デスカ

○高橋熊次郎君 質問ヲスル爲メ發言ヲ求
メテ居ルノデアリマス

〔發言者多ク議場騒然〕

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス

○高橋熊次郎君 簡單ニ是カラ一言……

○副議長(小泉又次郎君) 高橋君ニ御尋致
シマスガ、質疑ヲ繼續ナサラウト云フ御發
議デスカ

○高橋熊次郎君 サウデス

○副議長(小泉又次郎君) ソレナレバ御答
ヘ致シマス、質疑ヲ爲サルコトハ先例ニ依
リ慣例トナテ居ルノハ、三回ニ限ラレテ

居リマス、相成ルベクナラハ其先例ヲ御守リ
下サイマシテ、委員會ニ讓ラレンコトヲ希
望シマス——議事進行ニ關シテ砂田重政
君ヨリ通告ガアリマス、砂田重政君

○砂田重政君 殘餘ノ日程ニ對シテ延期ノ
動議ヲ提出致シマス

〔拍手「ノウウ」〕

○副議長(小泉又次郎君) 砂田君ノ動議ハ
制規ノ賛成ガアルト認メマス、仍テ採決ヲ
致シマス、砂田君ノ動議ニ賛成ノ方ノ起立
ヲ乞ヒマス

〔贊成者 起立〕

○副議長(小泉又次郎君) 起立少數デアリ
マス

〔異議アリ「異議アリ」ノ聲起ル〕

○副議長(小泉又次郎君) 異議ノ申立ハ制
規ノ賛成ガアルト認メマス、仍テ是ヨリ記
名投票ヲ行ヒマス〔拍手〕砂田君ノ動議ニ賛
成ノ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ青票ヲ御投
票アラント望ミマス——閉鎖——指名
點呼ヲ行ヒマス

〔書記官氏名ヲ點呼ス〕

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス

〔議場騒然〕

○副議長(小泉又次郎君) 投票漏ハゴザイ
マセスガ——投票漏ハナイト認メマス、投
票閉鎖——開匣——開鎖

〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕

○副議長(小泉又次郎君) 投票ノ結果ヲ書
記官長ヨリ報告セシメマス

〔中村書記官朗讀〕

投票總數 二百五十六

可トスル者 白票 九十六

否トスル者 青票 百六十

○副議長(小泉又次郎君) 仍テ砂田君ノ動
議ハ否決セラレマシタ

〔參照〕

砂田重政君提出ノ動議ヲ可トスル議員ノ
氏名左ノ如シ

磯部 尚君	磯部 保次君	今井 健彦君	飯村 五郎君	濱田 國松君	八田 宗吉君	西澤 定吉君	本田 義成君	星島 義二君	長田 桃藏君	大川 喜六君	小野 義一君	若尾 璋八君	渡邊 伍君	河上 哲太郎君	竹原 樸一君	高井 商二君	高草 美代藏君	中島 守利君	内野 辰次郎君	浦山 助太郎君	來栖 七郎君	熊谷 直太君	倉元 要一君	山本 芳治君	山口 義一君	山下 谷次君	松實 喜代太君	藤田 胸太郎君	藤川 清助君	古川 清君	小久保 喜七君	神崎 勲君	青木 精一君	秋田 寅之介君	赤間 嘉之吉君	東 武君	齊藤 藤四郎君	佐々木 文一君	佐々木 長治君	木戸 豐吉君	三善 清之君	志賀 和多利君	廣瀬 爲久君	森 格君	瀨沼 伊兵衛君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	---------	--------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	-------	---------	-------	--------	---------	---------	------	---------	---------	---------	--------	--------	---------	--------	------	---------

砂田 重政君 鈴木 隆君
岡田 豐吉君 杉 宜陳君
砂田重政君提出ノ動議ヲ否トスル議員ノ
氏名左ノ如シ

井本 常作君	橋本 喜造君	服部 英明君	西 英太郎君	戸井 嘉作君	戸澤 民十郎君	中島 興九郎君	大島 要三君	小野 重行君	奧村 千藏君	加藤 政之助君	加藤 六藏君	河野 曉君	金田 平兵衛君	横山 金太郎君	吉田 磯吉君	賴母 桂吉君	武富 濟君	田中 善立君	谷口 源十郎君	中村 貞吉君	村上 國吉君	村松 龜一郎君	室木 彌次郎君	野村 嘉六君	山宮 助吉君	山口 嘉七君	山根 儀重君	町田 忠治君	降旗 元太郎君	小島 敬慎君	木村 三郎君	紺野 九右衛門君	淺賀 長兵衛君	青木 知四郎君	荒井 健三君	作問 耕逸君	佐藤 實君	齊藤 太兵衛君	齊藤 金吾君	宮崎 松次郎君	斯波 貞吉君	信 太儀右衛門君
--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	---------	---------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	----------	---------	---------	--------	--------	-------	---------	--------	---------	--------	----------

○副議長(小泉又次郎君) 日程第二、右議
案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト
致シマス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員
ノ選舉

○青木精一君 本案ハ九名ノ特別委員ニ付
託シ、其委員ハ議長ヨリ指名セラレンコト
ヲ希望致シマス

〔贊成「贊成」ト呼ビ拍手起ル〕

○副議長(小泉又次郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ青木君ノ動議ノ如ク決シマシ
タ——今日ハ定規ノ時刻ヲ越シテ居リマス
カラ是ニテ延會致シマス

午後七時三十分散會

下元 鹿之助君	廣瀬 德藏君	平川 松太郎君	平野 光雄君	森田 茂君	關 俊君	菅原 英伍君	井坂 豐光君	池田 泰親君	原田 佐之治君	星 康平君	折原 巳一郎君	小野 寅吉君	奧野 小四郎君	神村 吉郎君	田口 文次君	中林 友信君	植場 平君	熊谷 五右衛門君	八木 逸郎君	牧山 排藏君	丸山 浪彌君	麓 純義君	兒玉 實良君	宜保 成晴君	志波 安太郎君	清水 政義君	坂東 幸太郎君	堤 潤六君	野原 種次郎君	佐藤 榮信君	成田 榮信君
---------	--------	---------	--------	-------	------	--------	--------	--------	---------	-------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	----------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	---------	-------	---------	--------	--------